

令和5年第3回笠松町議会定例会会議録（第2号）

令和5年9月13日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応 招 議 員

議 長	4 番	尾 関 俊 治
副 議 長	9 番	安 田 敏 雄
議 員	1 番	間 宮 寿 和
〃	2 番	關 谷 樹 弘
〃	3 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	川 島 功 士
〃	6 番	田 島 清 美
〃	7 番	伏 屋 隆 男
〃	8 番	岡 田 文 雄
〃	10 番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出 席 議 員

応招議員に同じ

欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	村 井 隆 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	足 立 篤 隆
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	平 岩 敬 康

建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹
教 育 文 化 部 長	天 野 富 三
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 島 直 樹
総 務 課 長	伊 藤 博 臣
企 画 課 長	山 内 明
環 境 経 済 課 長	西 川 雪 秀
福祉子ども課長	朝 日 純 子
水 道 課 長	松 本 好 春
教 育 文 化 課 長	赤 塚 暢 子

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐々木 正 道
書 記	笠 原 誠

1. 議事日程（第2号）

令和5年9月13日（水曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（尾関俊治君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 一般質問

○議長（尾関俊治君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

通告したとおりの質問でございますので、よろしくお願いいたします。

今回の質問は、水道事業についてと空き家対策についての2点であります。

まず水道事業についてであります。今回は水道事業の経営戦略について質問させていただきます。

水道事業は町民の生活に欠かせなく、命の源となる重要な役割を担っております。昭和30年代に始まった上水道、平成からは下水道にも着手し、清潔で快適な環境を整備してきました。しかしながら、上水道は整備して60年を経過する施設もあり、特に水道管の経年劣化や地震等によるゆがみなど配水に支障を来すこともあり、平成から始まった下水道事業に合わせて水道管の布設替えも行ってきました。下水道においても30年を経過し、今すぐではないものの、近い将来には下水道管の布設替えをも施工しなければならないと思われます。

そして、水道事業を始めた昭和30年代、笠松町の財政は競馬の好調な経営によりゆとりもあり、笠松町の面積も小さいことから、他の自治体に比べて施工経費も少なく、水道料金は県内でも一二を争うほどの安さであったようです。下水道事業においては、事業着手時から加入者負担金を徴収せずに実施して、町民の負担軽減を図ってきました。

ところが、先ほども述べましたように、事業着手してから60年や30年が経過し、そのインフラ整備にも多額の経費が必要となっており、当然ながら町執行部では上水道も下水道も料金値上げを検討されてきたと思いますが、コロナ感染により我が国の経済はかなり落ち込み、国のコロナ感染対策費で水道料金の基本料金を6か月免除したり、物価高騰による国の対策費でも6か月免除をしてきました。また、本年4月から町の監査委員に就任して、毎月監査を行っておりますが、その中でも水道事業の経営が厳しい状況にあることを実感し、近い将来には経営戦略として値上げをしなければ立ち行かないと思います。

そこで、町長にお尋ねします。

今議会に議案として水道料金を令和6年4月から20%、また下水道料金を令和7年4月から

5%値上げする条例改正を提案されております。しかしながら、今まで水道事業は県内でも安い料金で経営してきましたが、インフラ整備や将来の事業に対する投資など、本来受益者負担で経営を賄っていくべきものが大変厳しい状況であり、今議会に提案された値上げだけでは到底賄え切れなと思いますので、今後の経営戦略をどうするのか、今は物価高で今後もその傾向は続くと思われ、町民に大幅な増額を要求できないと考えますが、そうした状況を併せて町長の考え方を示してください。

次に、空き家対策について質問をします。

空き家は、全国の自治体で大きな問題となっております。所有者が不明だったり、倒壊寸前の家屋だったりして、今まで空き家対策として所有者に家屋や庭などの草木の管理をお願いしてきました。中には、その権利を放棄する方もおられ、行政代執行をしてもその経費が賄えないものもありました。

今後、東海・東南海大地震が30年以内に起こる可能性が高いと言われており、また近年の線状降水帯による大雨の被害も想定される中、空き家の管理が十分になされていないと、周辺の住民に大きな迷惑がかかる可能性があり、町としても所有者に対して、いま一度十分な管理をお願いしてほしいと思います。しかし、そうはいつでも今まで所有者をお願いしてきてもなかなか改善されないものが多く、あまり期待できないかもしれません。そうしたことから、今回はまちづくりと併せた提案をさせていただきます。

東京都住宅供給公社が町田市に都営住宅団地を昭和30年代に建設し、当時入居された方は定年退職され、施設の老朽化も相まって入居者が減少したそうです。そこで、町田市内の団地をリニューアルするとともに、団地内で形成する自治会の行事に積極的に参加することを条件として、平成31年4月に町田市に本部のある昭和薬科大学と、令和2年3月には桜美林大学と協定を結び、大学生に安い賃金で提供することを提案したところ、多くの大学生が応募し、団地内の自治会活動も活発化したそうです。

そこで提案ですが、笠松町は令和元年11月に岐阜聖徳学園大学と包括的連携協定を締結して、種々の活動にアドバイスをいただいております。岐阜聖徳学園大学は岐阜市柳津にあり、笠松町から自転車で20分から30分、そして数年前から大学の通学バスが笠松駅まで来ております。こうした状況や交通利便性を考えたとき、笠松町内の特にまちづくりの観点から、笠松地域の空き家で所有者の理解を得られるところを町として借り上げリニューアルして、先ほどの町田市と同様、町内会の行事に積極的に参加することや、笠松町の行事にも参加していただくことを条件として、1軒に4人ほど住んでいただき、家賃を格安にして、所有者にも借り上げ料を支払い、リニューアル代金を賄っていくことを提案します。

そこで、町長にお尋ねします。

先ほど述べましたように、空き家対策として所有者へのお願いだけしかしてきておりません

が、笠松地域の現状を打開し、にぎやかさや活気のあるまちづくりにするための方策と思いますが、町長の考え方を示してください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（尾関俊治君） 7番 伏屋隆男議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 改めて、おはようございます。

では、伏屋議員さんからの、最初に水道事業の今後の経営戦略についてのお尋ねに対する答弁をさせていただきます。

まず、今議会において上水道料金及び下水道使用料の値上げを提案させていただきました。これは、平成30年度に策定いたしました令和10年度までの経営戦略において、令和4年度での値上げを計画しておりましたが、議員がおっしゃられたように、コロナ禍やウクライナ情勢による物価高騰、ごみ処理の有料化などの状況から、さらに住民負担が増す改定は見送ってまいりました。しかしながら、経営戦略の中間見直しを実施したところ、このままでは事業を安定的に運営していくことが困難な状況になると判明いたしましたので、先般、笠松町上下水道事業経営審議会に諮問し、今回提案させていただいた内容の答申をいただきました。住民の皆様の負担が増す値上げであることから非常に心苦しいのですが、安全・安心な水を安定的に供給するための改定ですので、ぜひとも御理解を賜りたいと願っております。

議員からの質問の今後の経営戦略についてであります。現在、令和10年度までの経営戦略に基づいた事業運営を行っておりますが、工事材料費の値上げや作業人件費の見直しによる工事費の高騰、想定外の電気代の高騰などにより、計画どおりに進められておりません。しかし、布設されている管の法定耐用年数は、水道管が40年、下水道管が50年とされており、大きな事故が起これば、計画的な更新が必要であります。さらに安定した水の供給のため、水源地機器の更新や老朽化している第3水源地の建て替えが近い将来必要になるなど、今後についても多くの課題があると思います。

そこで、近いうちに、令和10年度以降の経営戦略を策定する必要があるのですが、今後の人口減少や使用水量の減少、施設の更新計画を踏まえた計画にすることはもちろんであります。物価上昇等を反映した上での維持管理費や委託費の見直しも加味しつつ、収支を維持するには今後も料金改定は必要になってきます。しかし、急激な料金改定にならないよう、住民に配慮することはもちろんでありますし、経営削減の面からも近隣自治体との業務の広域化や民間活用による効率化なども検討に含め、企業会計として独立採算制の原則に基づき、安定経営が図れるような経営企画を策定してまいりたいと考えているところであります。

続きまして、空き家対策についてのお尋ねでございますが、笠松町内には5年前の平成30年住宅土地統計調査では、賃貸用や売却用などを除いた純粋な空き家が520戸あり、総住宅数の

約5%を占めておりましたが、近年の人口減少社会の情勢を鑑み、今年度実施いたします同調査により、さらなる空き家の増加が判明すると見込まれております。現在、一般社団法人ハウスサポートと連携し、専門家による相談会を実施し、早期段階からの対処を助言するなど空き家の発生予防に努めており、引き続き所有者による適正な管理を第一に働きかけてまいります。

御紹介していただいた事例にあつては、住宅供給公社が主体となり、大学に隣接、あるいは1キロメートル以内の同公社が管理運営する旧団地の空き家を活用し、同じタイプのリフォームを複数同時に施工することで投資経費が抑えられ、通常より安価に部屋を賃貸することができたのではないかと思います。

これを当町に当てはめた場合、まず借り上げる空き家の選定から始まり、借り上げ料は幾らにするのか、複数棟であれば各種設備リフォームの水準をどの程度に統一するのか、その費用は誰が負担するのか、家賃を幾らに設定するのか、管理業務はどうするのか、共同生活・シェアハウスに対する入居応募はあるのかなど多くの課題を解決する必要があります。

また、地方公共団体は宅地建物取引業の適用除外とされており、免許不要で仲介契約が可能になっていますが、これらを実行するには専門的な知見と経験が必要であり、現状の職員での対応は難しく、結果的に民間の宅建業者の協力を仰ぐことになるのではないかと想定しております。

一方、岐阜聖徳学園大学の学生出身地は県内が約50%、愛知県が約30%、その他都道府県が約20%となっており、自宅を離れて一人暮らしを始める遠方出身者のために、羽島キャンパス周辺に男子8棟、女子11棟の岐阜聖徳学園大学の学生専用の指定寮を設営しており、例年おおむね定員に充足しており、大きな過不足はないと聞いているところであります。

議員御提案の本件につきましては、クリアすべき課題が多いところでありますが、空き家利活用としてはもちろん、町内会活動の活性化、地域コミュニティの醸成、学生サイドも社会経験や地域貢献の実績づくりの機会創出として非常に有効であると考えますので、行政主体ではない運営手法も含め、調査・研究をしてまいりたいと考えているところであります。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） ありがとうございます。

それでは、今の答弁に対して再質問をさせていただきます。

まず水道事業の関係なんですが、今、令和10年までの計画があると、審議会のほうでそれもあると。それがコロナだとか物価高騰だとかということで先延ばしにして、令和6年からやるということになるわけですね。先ほども言いましたように、将来的なことを考えていくと、町長も答弁されたように、企業会計であるにもかかわらず、やっぱり受益者負担で全てを賄って

いくというのが本来の経営なんですね。ところが、今は整備費用については行政がお金を出しておる。これは出してもいいことにはなっているんですけども、先ほど言いましたように、本来受益者負担で全て賄っていけるような体制づくり、これを考えていかないかんというふうに思います。ただ、それをやろうとすると、かなりの金額を上乗せしなきゃならないということになりますので、それは状況を鑑みながら再度検討をしていくということも言われましたので、そういうふうでお願いをしたいということなんです、ただよくよくやっぱり考えていただかなきゃならないのは、笠松町として住民に安定した水、安心した水、こういったものを提供するためには、やっぱりそれなりの経費がかかると、そのことが今までは財政的にある程度ゆとりがあったので安くもしてきた。その安かったことによって経営が圧迫されてきたということになりますので、そういったことも十分説明をしながら、やっぱり値上げというものも検討し、将来に向かっていただきたいなということを思います。

実は、私、監査のときに水道課長にもお聞きしたんですけども、水道メーター、あれが今使用料として107円もらっておるんですね。ところが、あれは8年間で交換しなきゃいかんです。8年間でそれも元を引けるのかといたら、赤字ですと。ここからもう既に赤字になっていること自体がおかしな話でありますので、やっぱりそういったものも含めながら将来検討をしていただきたいと思います。もう一度、町長のお考えをお願いいたします。

○町長（古田聖人君）　ありがとうございます。

私の中で、水道事業というのは、まず第一にやはり安全・安心をモットーにしなければいけないと思います。最近ニュースでも、近隣市で水道の問題がいろいろ取り沙汰されておりますが、一時期、民間のやはり参入事業者、この笠松町においては議員の皆さんの、私は当時の議員だったんですが、民間ではなくあくまでも企業会計イコール行政主体になってやったほうが、町民の皆さんに安心感を与えるのではないかというふうに意見を賜り、今日に至っているわけでありまして、それは大前提であります、一方で議員が今おっしゃったように、企業会計をやっていますので、これはずうっと大きな赤字を抱えることは、イコール行政のほうから、町の財政のほうからそれを負担しなきゃいけないということは財政全体を毀損するおそれもありますので、この辺は本当に心苦しいんですが、利用者の皆さんに負担はお願いしつつ、一方で企業努力をして少しでも経費を削減しつつ、設備の管の布設替えや施設改修においては、優先順位をしっかりと考えて経営の効率化を図っていく必要があるというふうには考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君）　7番　伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君）　最近、台風だとか、それから大雨によって増水しましたよね。川を境にして、向こう側に離れつつもあると。これは橋の横に水道管を通して供給しているわけですね。ところが、橋が流されてしまって、水道管も流されてしまった。そうすると、その水道管をま

た再整備ということで、仮設でやろうと思ってもやっぱり一月、二月かかってしまうと、その間断水してしまうわけですね。そこまで行くのに橋もないわけなので行けないというのがテレビで流されておるんですけれども、たまたま笠松町はそういった地形にはないということで、小さな橋はありますけれども、それが流されたとしても、そんな全部の水を止めてしまうということにはならないわけですので、それはいいと思いますが、先ほど言いましたように、60年も経過している水道管、まだ布設替えがしていないところもあるわけですので、その水道管がパンクしまして応急措置をしなきゃいかんというようなことが起こる可能性もあるということなので、そういったことも踏まえながらやっぱり水道料金の値上げ、そして下水道に至ってはまた30年なんですけど、今耐用年数からいったら50年という説明だったんですけども、これもいつパンクするのか分かりませんので、そういったための経費もやっぱり積み立てておくということが企業会計ならできるわけですので、その辺も踏まえながら水道料金のことも検討いただきたいというふうに思います。ということで、それは町のほうで、町長の段階で十分検討いただいて、また審議会なんかにも諮問していただいて、また結論出していただきたいというふうに思います。

次に、空き家対策の件なんですけど、先ほど町長に答弁をいただいたんですけども、今までの現状を、先ほど言いましたように、笠松町の空き家は所有者に対して家の管理、そして周りの庭の草木の管理、これをお願いしてきておるんですね。それがままならない状況の空き家もあるわけです。朽ちかけて倒れる寸前のもありますし、そうかと思えばまだ住めるような状況の空き家もある。

やっぱり空き家が多くなればなるほど、町としては活性化がなくなって人がいなくなるわけですから、将来的にやっぱりまちづくりという観点から、にぎやかさ、活気のある町にしていきたいためには多くの方に住んでいただきたい。それを貸し出して住めるようにしていきたいというふうに思いますが、町長の答弁で、行政がそういうことは、土地取引とか宅建業法とかがないから難しいということだったんですけども、田舎へ行けば行くほど行政が絡まないと事業はなかなか進んでいかないんですね。

今、田舎のほうでその空き家を、例えば移住促進のために空き家を開放して、そこに住んでくださいというのを市町村でやっているわけですよ、現実ね。例えば、東京から来てもらう、県も東京からの移住者に対して100万円か何か補助する制度もあるわけですね。そういったことを含めれば、行政がやっぱり立ち上がらないと、町の活性化という観点から、これは他人任せではあかんと思うんですけど、その辺の町長の考えはどうか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 空き家対策についてですが、今、議員がおっしゃられた山間部の空き家の需要と、この笠松町においては大きく異なるというふうに私は認識しています。というのは、

私、いろんな不動産業者や金融機関の方々とお話をしています。笠松町というのは非常に人気のある住宅地でありまして、例えば松枝地域で宅地開発がされるとすぐ売ってしまうようなところで、でも逆に土地がない、そういった適した面積がないということで、なかなか需要があっても供給が追いつかないというところがこの山間部と違う。あんまりこの山間部のことをいうと、またちょっとあれなんです、向こうはどちらかというと古い家があって、そこが例えば若い人たちが出ていってしまっ、お年寄りの方が亡くなられたり、あるいは施設に入られて、もうこれはほかになかなか買手が見つからない、利活用がないということで、この一つの方法として都市部から人を寄せ集めるためにいろんな工夫をされているんですが、当町においては、そういったことはあまり私の中では聞いておりませんし、逆にさっきも申し上げたように、需要があるんだけどなかなかその供給が行けない。その1つ大きな理由というのは、やはり空き家に対する所有者の皆さん、この空き地も含めてですが、まだ何か認識が、特に地元じゃなく遠方に息子さんや娘さんが住んでいらっしゃる方があまり認識がないという話をハウスサポートさんをはじめ不動産業者の方からお話を聞いております。

なので、今、我々は何もやっていないわけではありません。こうやって専門家の意見を一緒になって相談会をし、あるいは今取り組んでいる事業としては、空き家になる以前の予備群を少しでも減らすために、高齢の方が施設に入られる前にしっかりと御家族の方と一緒に相談しましょうねというような啓発活動もしております。ただ、これはあくまでも個人の所有物でございますから、我々も実はそういった投げかけをすると、一部の方からは、役場は土地を売れ、建物を売れとおまえら余計なおせっかいだというお叱りを受けることもありますが、それでも我々は今やっておるような状況であります。

できることをしっかりとやっていく、これは行政が全部建物を管理する、これも一つの行政主体でやっていく方法であります、今申し上げましたように、笠松町はちょっとほかの地域、山のほうとは違う。どちらかというと名古屋圏、岐阜圏域のそういう都市近郊型のやり方を我々はしなきゃいけないと思っています。

同じやり方がどこでも当てはまるというのは、これは議員も多分十分御承知かと思いますが、今の時代当てはまりませんし、そういったまちづくりというのはかえってやはりこの笠松町の在り方とはちょっとそぐわないと思いますし、なかなか一方で、答弁にもありましたが、我々職員だけでこういう専門的な、特に不動産事業、こういう賃貸も含めてというのは非常に知見だけでなく経験を要するものであります。今、用地交渉のお話とか、いろいろ他方いろんなところ出ていますが、なかなか行政主体でいくとうまくいかないという話も聞きますので、そこはしっかりと民間事業者や、あるいはこういうハウスサポートさんのように民間のそういう団体とタッグを組んで、行政だけでなく、民間と一体となって笠松町の地域特性や需要に合わせた空き家対策を進めていくと、これが私の方針でありますし、多分議員もその点について

は賛同していただけるのではないかというふうに思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） ハウスサポートの民間業者、そうすると所有者に対して、今空き家になっているけれども利活用したいけれどもという、受けるほう、所有者が、民間事業者が話しに来たら、家取られてしまわへんかというような心配を持つわけですね。ところが、笠松町が町として責任を持って借り上げますから貸していただいけませんかという話をすると、これまた話が変わってくるんですね。

それと同時に、先ほど言いましたように、令和元年に聖徳学園大学と連携協定を結んだときに、たまたま私、そのとき議長でしたので、連携協定も立ち会ったんですよ。聖徳学園大学の学生部長だと思ったんですけど、その方と話をしたときに、昭和薬科大学が町田の団地に住んでもらったと、町内会活動もやるという条件で安い家賃で貸すという話になったときに、その話をしたんです。そうしましたら、奈良県でもそういう例があって、私たちはそういうのに物すごく興味を持っていますよといって言われたんですよ。その後、その話は立ち消えになっているんですけども、大学としてはそういったものも興味があるんじゃないかなというふうに私は思っておりますし、例えば笠松地域が高齢化して、町内会行事もままならないような状況なんですね。そこに若者に住んでもらって、積極的に町内会行事に参加する。笠松町の行事にも、その学生たちにも参加してもらおう。その代わり安い家賃で貸しますよと。

要するに、地域コミュニティー、こういったものが醸成していくと、活気のある、またにぎやかな町を形成していける、醸成できるというふうに私は思うんですが、そのためにも先ほど言いましたように、行政が絡むと、これ絡むと絡まないでは全く受け取る側のニュアンスも違いますし、行政が絡むと責任ある立場ですので、責任を持てるということになりますので、その辺も含めてハウスサポート、そこらの会社との話合いもしていただくことはできないでしょうかね。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） ちょっと議員、誤解されておると思うんですけど、決してハウスサポートさんに丸投げではなく、連携協定を結んでおりまして、相談会はハウスサポートさんが実務的なことをやって、しっかり行政、我々笠松町がその後ろ盾というか、それは信用保証のような形でやっていますので、そこは全然。逆に笠松町がそういうふうに信頼され、そして専門的なのは専門業者さんということであまり連携は取れた上でやっておりますし、実際のところ成果も、後ほど部長のほうから、今もしよければどの程度の成果があったかというのを説明いたさせますが、それなりに着実に実績は積んでおります。

そして、今の聖徳のほうの話なんですけど、議員おっしゃるのは非常に面白いアイデアだと思います。

いますので、今後、聖徳大学さんといろいろそういうお話しして、実現可能なものがあるかどうか。ただ、なかなかこれは当事者の学生さんがこの笠松町に住みたいよというふうに思ってもらえるにはどうしたらいいかというような、なかなか課題もありますし、一方で町と大学さんが話をしても当事者の学生さんがそれに乗ってこない、無理やりここに住めというわけにもいきませんので、ちょっとそこらまたいろいろと皆さんと検討していきたいとは思っております。

○議長（尾関俊治君） 田島建設部長兼水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） それでは、ハウスサポートさんとの協定の中で、どのような事業を行われておるかということを御説明させていただきます。

令和3年度にハウスサポートさんと協定を締結しまして、令和4年度の実績ではございますが、まずもって空き家相談会を実施、4回させていただきました。その中で18件相談にお見えになられまして、今の現状で今後どうしていきたいとか、先ほどおっしゃられましたように、リフォームをする方法とか、空き家を売って処分したいとか、いろんな御相談がございまして、町職員も含めまして、ハウスサポートさん、ほかのいろんなメンバーの方々に適切なアドバイスはいただいております、それによりまして今年度除却をするというような案件も2件既に申請は出てきておるような状況で、前向きな状況で進んでおるというような状況でございます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 今、そういった相談会もやっておるという話なんですけれども、そこで聖徳学園大学に一遍、笠松町としてはこういうふうなことをしてもいいけれども、どうですかと。学校、大学の対応、そして学生さんの意向、その辺を確認してくるということも参考資料として持っておく必要もあるんじゃないかなと。話しにも行かずに、あそこはもう学生専用の学生寮があったり、県内が50%だからほとんどが通っておるということで、はなから諦めるんじゃないくて、やっぱり調査をしてみると、向こうの意向も確認してみると。

それと同時に、先ほどのハウスサポートの相談会の中で、リニューアルして貸してもいいよというところがあれば、そういったところとマッチングしていくと。笠松の町内会の中では、こういった学生さんが来たときに、町内会活動に積極的に参加してもらう条件でやろうと思うがどうですかというような、やっぱりその辺をやって、それで全てが駄目やったと、そうしたら諦めざるを得ないですよ。やらずに最初から諦めておっては事は進んでいかんと思いますし、ましてや先ほど言いました笠松地域の活性化、にぎやかさ、こういったものを求めていくならば、少しでも可能性があるならば、行政として動く必要があるんじゃないかと思いますが、その辺どうですか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） もちろん今御提案あったように、聖徳大学はもちろんのこと、岐阜大学ともうちは連携していますので、というのと、あと今私がお話を聞いて思ったのは、アパートとか住居に固執せず、例えば空き家をアトリエみたいとか、あるいはコミュニティーみたいにして、いろんな大学とか、いろんな若い人たちが集まって、そこで物を作ったり、あるいは短期間なら物を販売できたり、そんなような活用方法とか、そういった辺りなかなか行政だけではちょっとアイデアが不足していますので、またいろんな方のアイデアを募りながら、そういったものを持って、その計画段階からやはりこれは大学の皆さんや関係者の皆さんと考えたほうが、先ほども申し上げましたように、よりニーズに適したものができると思いますので、その辺りはまたこれから検討して進めさせていただきたいと思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） そういったことを検討いただいて、少しでも笠松の町の中がにぎやかになるようお願いをして質問を終わります。

○議長（尾関俊治君） 6番 田島清美議員。

○6番（田島清美君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

今年の5月8日から新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症となり、法律に基づく様々な自粛要請、行動制限がなくなった今、外出は生活における楽しみの一つであり、高齢者にとっては身体機能の維持や認知機能の維持などにもつながる重要な行為であります。また、外出先で他の人と関わることはひきこもりや社会的孤立を防止することにもつながります。しかしながら、高齢者は加齢に伴う身体機能や筋力の低下により頻尿や尿漏れなどの問題が起りやすくなり、高齢者にとって外出どきに安心して利用できるトイレがあることは非常に重要であります。

また、障がい者や介助の要る方、車椅子使用者やベビーカー利用者などが外出しやすいようにバリアフリー化を推進することは、豊かな社会をつくっていく上で重要な取組であり、欠かせない施設の一つがトイレであります。

そこで、皆さんはオストメイトという言葉を知ったことがありますでしょうか。様々な病気や事故などにより、おなかに排せつのためのストーマ（人工肛門、人工膀胱）を造設した人をオストメイトといいます。オストメイトは、ストーマ用装具を装着することによって、手術前と同じように社会生活を送ることができますが、当然オストメイトの人たちも外出先ではトイレの必要に迫られます。また、ストーマ用装具から排せつ物や臭いが漏れたりするトラブルが発生したときに、緊急処置ができる設備がトイレに必要となります。

オストメイト対応トイレは、排せつ物の処理がしやすい形状、高さの汚物流しやストーマ器具を洗しやすい水栓、棚やフック、鏡などの設備が必要となります。現在、大型施設などのトイレはバリアフリーで手すりがつけられ、車椅子の利用者が利用できる広さがあり、オストメイト対応の設備、ベビーチェアやおむつ替えの設備などを備え、障がい者、高齢者、幼児連れの人など多様な人が利用できる多目的トイレが設置されています。

そこで、町長にお尋ねいたします。

笠松町の公共施設等の多目的トイレの設置状況はどのようなのでしょうか。また、笠松町の公共施設等のオストメイト対応トイレの設置状況はどのようなのでしょうか。今後、オストメイト対応トイレが増えていくことが望ましいことだと思いますが、町長のお考えをどのようなのかお聞かせください。

次に、サニタリーボックスの設置について質問をさせていただきます。

近年、前立腺がんなどの病気や加齢などにより尿漏れパッドなどを利用する方が増加し、外出先のトイレで捨場に困っている方がいます。誰もが安心してトイレを利用できるよう、公共施設の多目的トイレに大きめのサニタリーボックスを設置する自治体や、男性用トイレの個室にサニタリーボックスを設置する自治体がありますが、笠松町の対応はどのようなのでしょうか。また、設置についての町長のお考えをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（尾関俊治君） 6番 田島清美議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 田島議員さんからの公共施設のトイレ、まずオストメイト対応のトイレについてお答え申し上げたいと思います。

御質問1点目の多目的トイレの設置状況であります。庁舎、公民館などの施設や公園などで車椅子で利用できるトイレは21か所、これは学校を除いた数でございます。また、オストメイト対応トイレは、庁舎と福祉健康センター、笠松中学校体育館、歴史未来館の4施設に設置しています。

次に、今後のオストメイト対応トイレの設置については、汚物を流すための便器、シャワー、手荷物などを置く場所など畳2枚分程度のスペースが必要であり、既存の施設は建築年も古く、スペースや構造的にも容易ではありません。加えて、車椅子の方、乳児を連れている方に対応するための多目的トイレにはそれ以上のスペースが必要になってきます。そのため、今後施設の建築や大規模な改修がある場合、その施設の利用形態、利用目的などを勘案し、検討していきたいと考えています。

続きまして、サニタリーボックスの設置についての御提案でございますが、当町の公共施設における多目的トイレや男性用個室のトイレのサニタリーボックスの設置につきましては、現

在設置していない状況であります。高齢の方が健やかで充実した生活を営む一助として、安心して利用できる環境を整えることは重要であるとの思いは田島議員と同じでありますので、速やかに庁舎、公民館をはじめとした施設に設置していきたいと考えています。以上です。

〔6 番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 6 番 田島清美議員。

○6 番（田島清美君） 今回、男性のナイーブな問題ということで、なかなか皆さん声に出にくいだろうなということで、私のほうが代わって一般質問をさせていただいたところ、古田町長も私と同じ思いを持っているということで、今回即サニタリーボックスを男性のトイレのほうにも置いていただけるという答弁をいただきまして安心しました。感謝申し上げます。

これで高齢の方やちょっとトイレのことが心配だという方が、今までちょっとひきこもり状態であったという方が、こういったトイレで、何も自分で持っていかななくてもいいということで、活発に町民バスに乗っていろいろ動いていただけるようなことを望みます。

あと、オストメイト対応のトイレのことなんですが、21か所多目的トイレがあるということは、私も子育てを経験した身ですので、やはりこういうふうになってきたというのは大変笠松町も住みやすいというか、公共施設はちゃんとしているなということは大変ありがたく思っております。

それで、庁舎と福祉健康センター、あと新しくできた児童館とか4施設はあるということで、まあまあこんなものかなというのは思うんですが、今までにこのオストメイト対応のトイレなんかの要望というのは庁舎のほうに入ってきたということはありますか。ちょっとその1点だけ教えていただきたいんですけど。

○議長（尾関俊治君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

オストメイト対応のトイレの今の公共施設4か所以外の公共施設に設置してほしいという要望は聞いておりません。

〔6 番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 6 番 田島清美議員。

○6 番（田島清美君） ありがとうございました。

私いつもこの一般質問をするときは、要望をいただいて、それに肉づけをして一般質問をしているんですけど、今回は、これ社会的環境というか社会のこういう流れというか、今、大腸がんの方が多いですね。ちょっと個人的なことをいうとあれなんです、うちの主人が7年前ぐらいに大腸がんのステージ3だったんですよ。すごい切って取って、抗がん治療をやるかやらないかというようなところをちょっと自分で実際経験してまして、うちの主人の場合は何もなかったんでいいんですけど、普通に今生活していますが、やっぱりこれは本当に健診を

受けないと、この大腸がん3になったとしても、全然普通なんですね。だから、本当に今ここに見える職員さんも我々もいつこういう、いいわ、いいわと放っておいて、このオストメイトにお世話にならなきゃいけないと思うと、今回ちょっと誰にも要望は言われていないんですが、私のほうがちょっとどうかなということでしたのでさせていただきました。

やはりこういった病気というのは、いつ何ときどういうふうにならぬように私たちのほうにまた迫られてくるかも分からないし、自分がまた介助の立場になるかも分からない場合、やはりこのトイレというのは一番重要ですから、今すぐ、先ほど答弁いただいたように、お金もかかることですし、それなりの広さも必要ということで分かりますけれども、今後また新たに建て直しをするとか、そういったことがあつたらぜひこのオストメイト対応のトイレも考えていただいて、町民が幸せにこの笠松町で過ごしやすく過ごせますように環境整備をしていただけるようによろしくお願いしまして、今回は再々質問しませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（尾関俊治君） この際、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時10分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

通告順により、順次質問を許します。

5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回の質問は、新しくできたこども館の運用状況や、それから子どもの権利に関する条例を制定いたしました、その運用についてどのようになっているかということを中心に質問させていただきます。

こども館が竣工し、利用が開始されて1年半ほどが経過いたしました。また、令和4年3月1日から施行された子どもの権利に関する条例に関しても、既に1年以上の歳月が流れております。

そこで、今回一般質問として取り上げて、こども館の運営状況や問題点などに加えて、子どもの権利に関する条例の状況などについて質問させていただきます。

笠松町こども館は、昔の児童館ですね、1968年（昭和43年）1月、笠松町児童館として田代に建てられたのが初めです。当時から田代に住んでいた私は8歳のときでした。その頃の遊び場と言えば、いわゆる田んぼがメインでした。広く平らなところで遊べる場所は、一番近くても松枝小学校の運動場しかなく、うれしくてうれしくて学校から帰るとすぐに飛んでいって、暗くなるまで近所の子供たちと一緒に遊んでいたことを思い出します。

また、子ども会のイベントなども開催され、なくてはならない場所でした。さらには、田代という地域にはここしか一般住民が利用できる公共施設がありませんでしたので、町内会や単位老人会、子ども会も利用しておりました。

2019年に新こども館建設計画が持ち上がり、議会でも全協や議案審議、議員の一般質問などを通して議論がされてきました。私が所属する北野神社氏子役員会でも、事業者から説明と議論が持ちかけられておりました。コロナ感染症が蔓延する中の建設のため、中でも懇談会も開催され、2022年（令和4年）3月6日から利用が開始されました。ことばの教室も併設され、およそ1年半の期間で様々な事業が展開されてきました。私も発達障がいのお子さんの保護者会「そらいろパレット」の皆さんとともに活動させていただいております。

令和2年10月に示されたこども館基本計画には、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に掲げられた精神及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の理念に基づき、子供の心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化するとし、年齢や発達の程度に応じて子供の意見を尊重し、その優先して考慮されるような子供の育成に努めるものとする。18歳未満の全ての子供を対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育ての支援を行い、子供の心身を育成し、豊かにする施設とあります。

このことを踏まえて、まずは以下の4点を質問いたします。

新こども館運用後の実施事業運営状況の報告として、事業名、参加人数などをお示ください。また、移転前とどのような違いがあるのかもお示ください。

2番、こども館運営協力委員会などや、利用者または笠松町として考えておられるこども館の運営についての問題点をお知らせください。

3番、こども館の運営について、中学生、高校生への対応などどのように考え、実行されておられるのかお答えください。

こども館の運営は、地域振興公社に委託されておりますが、契約内容についてもお知らせください。

私は、令和2年第3回笠松町議会定例会において、子どもの権利条例の制定についての一般質問を取り上げさせていただきました。その後、子供たちや一般の方も含めた勉強会を開いたり、子供たちとワークショップを開き、議会審議の様子も傍聴していただき、可決成立し、令和4年3月1日から施行されてきました。その都度、非常に濃密な質疑が行われたと考えております。

令和3年第4回定例会で審議され可決成立したわけですが、そのときも多く議員から様々な質問が出されました。その中の一つに、長野議員の質問がありました。それは、第16条で、町は子供の権利に関する取組の実施状況について定期的に見直しを行い、多様化する社会の子供を取り巻く環境に対応できるように検討を重ねながら、子供も大人も皆が幸せに暮らせるま

ちづくりを推進していきますと、このとおりだと思いますが、この定期的に見直していくには、推進委員会のようなものか何かつくらなければならないと検討する場がないように思うんですが、それはどのように考えていらっしゃるのかお尋ねしますというものでした。

それに対して答弁は、こども館のほうにこども館運営協力委員会というものがございます。この条例案につきましては、こども館の基本の方針みたいなものになっておりますので、まずはその委員会の中で検討というか、見直しというか、検証というものをしていきたいと思っておりますし、また実際大人だけではなく、やはり子供さんの目線から見直しとか、そういうものが必要だとは思いますので、またこども館の活動の中でそういう機会を設けたりしながら実施していけないかなあというふうに考えておりますと議事録には書いてあります。

そこで質問ですが、通告書で子どもの権利に関する条例についてどのように運営されておられますかという部分です。子どもの権利に関する条例について、その周知、認識に関し、具体的な行動はどのように行われてきましたか。小学生へのチラシ配布をお聞きいただきましたが、その他教育委員会等を巻き込んだワークショップ等の開催は考えられたことはあるのでしょうか。また、これをこども館運営協力委員会で議題に上げ、議論し、状況の確認等を行うことはあったのでしょうか、お答えください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（尾関俊治君） 5番 川島功士議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 川島議員さんのこども館の運営と子どもの権利に関する条例についての御質問にお答えしたいと思います。

まず新こども館運用後の実施事業運営状況の報告、事業名、参加人数をお示しということでございますが、新こども館に移ってからの令和4年度の各行事の参加人数を申し上げます。

乳幼児親子対象行事のピヨピヨひろばは、おおむね1歳以上の幼児と親子を対象としており、毎月親子で絵本を楽しむ行事です。参加人数は301名134組でありました。

次に、手づくりパークですが、これも1歳以上の幼児と親子を対象としており、毎月季節に合ったものを工作します。参加人数は174名87組であります。

次に、B a b y ひろばは、おおむね1歳未満の乳児と親子を対象としており、毎月1回親子の触れ合い遊びを楽しむ行事です。参加人数は160名79組でした。

次に、子育てサロンは乳幼児と親子が対象で、毎月1回、リズム遊びやリトミック、ベビーマッサージ、ヨガなど毎月様々な行事を外部の講師を招いて実施しています。参加人数は313名146組です。

次に、にこにこ教室は満2歳の乳幼児と親子が対象で、手遊び、絵本の読み聞かせなどを福祉健康センターにて行っており、参加人数は286名142組でした。

小学生対象行事ではありますが、毎月1回または2回、工作やゲームなどを楽しみ、参加人数は65名です。

中高生対象行事のティーンズスペースの参加人数は66名、ティーンズテーマトークは39名でした。

小中高生対象のボードゲームDayは、出入りがあるので参加人数を把握しておりません。

子ども相談室の参加人数は、1回当たり1名か2名程度で、場合によっては参加者がゼロのときもありました。

移転前との違いは、乳幼児から小学生までの対象行事については、移転する前から引き継いでおりますが、参加者は移転前に比べ増えております。また、こども館の来館者が移転前より2倍くらい増えており、特に乳幼児親子の来館者が多くなっています。先日、子育てサロンの参加者にアンケートを取りましたところ、「今後も参加したい」「今のままで満足」など大変好評でありました。

8月には、初の移動こども館の試みで、江川のスポーツ交流館で子育てサロンを行いました。参加人数も定員いっぱいとなり、乳幼児の親子からは広々部屋を使用でき、駐車場も広くてよかったなど好意的な感想をいただいておりますので、引き続き継続してまいりたいと考えております。

それから2つ目に、移転後、中高生対象の行事を新たに増やし、子育て支援関係団体の方にも御協力いただいて実施しております。

次に、こども館の運営についての問題点ですが、こども館の運営につきましては、平成31年度から地域振興公社へ委託しており、現在こども館の職員は公社の非常勤職員5人で、そのうち1人が保育士及び児童厚生員の資格を持ち、残りの4人の職員は保育士の資格のみであるため、職員の資格などから見ますと、乳幼児から小学校低学年くらいまでの児童の指導までがメインとなっており、思春期を迎える中学生や高校生への対応が弱い部分があるのは否めません。

また、現在のこども館の職員の平均年齢は65歳で、高齢化が進んでいるのが状況です。近い将来には、若い世代の職員の採用や厚生労働省の児童館の設置ガイドラインに沿うよう、児童厚生員の複数設置や社会福祉士など専門職の配置など、高校生までの児童に対応できる専門的な知識を持ち合わせた人材の確保も必要であると考えます。

また、現在のこども館の館長は福祉子ども課の課長が兼務しております。児童館ガイドラインによると、館長は児童館の利用の状況を把握し、運営を統括する児童厚生員が業務を円滑に遂行できるようにするとなっており、専任館長の設置が求められるところであります。例えば、近隣の市町の例を挙げますと、岐阜市においては岐阜市社会福祉事業団をはじめ、社会福祉法人和光会や中部学院福祉会、日本児童育成園など福祉や教育の専門機関を指定管理者として指

定し、運営されております。このほか、山口市や北方町でも同様な方法で児童館運営が行われております。

当町においても、課題解決はもとより、さらなるサービスの高度化・効率化が期待できる指定管理者制度の導入は十分検討に値するものと考えますので、近隣で実績のある団体に管理を委任する方法や連携協定を結んでいる共に教育学部を持つ岐阜大学、岐阜聖徳学園大学から協力を得て、専門的な知識の下で運営されるこども館となるよう、研究していく必要性を感じているところであります。

次に、こども館の運営について高校生の対応へのお尋ねでございますが、通常の開館時間内に高校生がこども館に来館し利用する場合は、こども館の職員が対応しております。行事につきましては、乳幼児から小学生までは旧こども館の時代からそのまま地域振興公社のこども館の職員が引き継いで対応しております。

先ほども申し上げましたが、現在のこども館の職員は、多くの方が利用されている乳幼児から小学校低学年ぐらいまでの児童の遊びを主とする行事を専門としており、中学生や高校生の行事について専門的な知識を持ち合わせておらず、新こども館に移ったときから新たに増やした中高生の行事については、子育て支援関係団体の協力を得ながら運営しているのが実情であります。

子育て支援関係団体の方に御協力いただいている子供相談室、ボードゲームDay、ティーンズスペース、ティーンズテーマトークの行事は、それぞれ月1回ずつ、計4回開催しております。このように、現在は地域住民の協力の下、成り立っている事業であります。児童館のガイドラインによるまでもなく、各事業は継続的・安定的な運営を努める必要がありますので、先ほど答弁申し上げたように、専門的な知識の下、運営できるよう、指定管理者制度の導入なども視野に入れて研究してまいりたいと考えております。

次に、こども館の運営は地域振興公社に委託されているが、契約内容についてのお尋ねであります。契約内容につきましては、1つ、乳幼児親子行事、小学生行事、子育てサロンのPRを含んだ行事に関すること、2つ、こども館だよりのチラシ作成及び乳幼児親子から高校生までの各行事の広報、ホームページの原稿作成に関すること、3つ、職員などの雇用に関すること、人件費などの運営費に関すること、4つ、入館カード、利用承認申込書の利用手続に関すること、5つ、利用者などの要望など、利用者などへの対応に関すること、6. こども館運営協力委員会における資料作成などに関すること、7つ、苦情解決の事務の補助に関することです。

例えば、乳幼児親子や小学生行事については、こども館の職員が計画運営から講師までの全てを実施しています。また、今年度もボランティアで岐阜聖徳学園大学の学生による人形劇、レクリエーションや岐阜工業高等学校の生徒による光る消しゴム作りを予定しておりますが、

全て現場のこども館の職員が学生との調整、チラシ作りから当日の運営までを行っております。

子どもの権利に関する条例について、どのように運用されているかのお尋ねであります。川島議員がおっしゃられるように、子どもの権利に関する条例が施行された令和4年3月に町が小・中学生にチラシを配布し、児童とその保護者に周知しております。また、町は校長会に出向いて、この子どもの権利条例について各学校で取り上げてもらえるようお願いしており、各学校の人権の授業の中で紹介していただいております。今後、教育委員会や法務局、県人権施策推進課と連携を図り、子供の権利について認知が広がるよう、効果的な事業を実施してまいりたいと考えております。

また、子どもの権利に関する条例の運用について、具体的な取組についてのお尋ねでございますが、こども館運営協力委員会のメンバーには、現在は羽島郡二町教育委員会の教育委員や学校教育課長も委嘱し、次の改選期である令和7年以降は、この委員会の中に子供を委員として公募するなどの方法により、子どもの権利に関する条例について直接意見を述べる機会や検証する場面を考えていきたいと考えております。それまでは、ティーンズ行事に参加する子供たちを通して、子供の権利について考えてもらいたいと思っていますところであります。

続きまして、こども館運営協力委員会でこの件について議題に上げ、議論し、状況等の確認などはあったのかというお尋ねでございますが、7月にこども館運営協力委員会を開催しましたが、協議事項に令和4年度事業報告の質問の中で、新こども館の新規事業、ティーンズ行事に絡めて子どもの権利に関する条例について意見を伺っておりますので、一部御紹介したいと思います。

運営側でこども館が子供の権利が具現化した施設であるという共通認識があるのか、こども館の職員に子供の権利に関する研修がなされているのか、このほか運営面でステップアップされているのか疑問である、ティーンズ行事のボードゲームDayなどこども館の職員も参加者と一緒に遊んでほしいなどの御意見を頂戴しております。

この御意見などに対しては、現状の問題点が改善できるよう、具体的には職員の各種研修への参加や指定管理者制度の導入など専門的知識を持った職員による運営を目指す可能性について提案したところであります。

以上で私の答弁は終了します。

○議長（尾関俊治君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 川島議員の5つ目の御質問、子どもの権利に関する条例の運用についてお答えをいたします。

令和4年3月1日に施行されました笠松町子どもの権利に関する条例において、教育委員会、学校は育ち学ぶ施設の立場から、子供の権利を支えるとされております。したがって、子供の権利を適切に運用できる育ち学ぶ施設となるよう、小・中学校の運営を行っております。

このことにつきまして、次の２点からお答えをいたします。

１点目、笠松町子どもの権利に関する条例で大切にされている子供の権利を守り、お互いを尊重する児童・生徒を育成する教育についてでございます。笠松町の全ての小・中学校で作成しております人権教育全体計画において、本条例第２章第５条にあります安全に安心して生きる権利が保障されるよう差別や偏見を見逃さないこと、人間としてお互いを尊重すること、相手の気持ちを考えて行動できることなどを大切に、意図的・計画的な教育課程を編成し、教育活動を進めております。

また、この条例で示されている内容につきましては、義務教育課程である小学校１年生から中学校３年生に対しまして、その学年に応じた思いやりの気持ちや親切にすることを理解できるように発達段階に応じた心の教育や道徳教育の充実に努めております。

さらに、笠松町の全ての小・中学校では、人権教育全体計画において、環境面の重点施策として掲示物や適切な言語環境を充実させることで、本条例第３章第１１条の１にあります子供たちが主体的に学ぶことができる環境をつくることを目指しております。教師の配慮を加えた指導の工夫により、学校での子供の居場所を確保できるように努めています。

そして、学校と子供たちの取組では、児童会や生徒会が主体的になって行う響き合い活動がございます。具体的には、仲間のよさを見つけ合う活動、あったか言葉を使う取組、挨拶キャンペーン、縦割り仲よし遊び、人権集会などを通して、子供たちの心の中には、本条例にもあります人権課題に向かおうとする意識が、緩やかではあるかもしれませんが芽生えつつある、そんなことを感じております。

２点目に、本条例そのものの周知啓発についてでございます。

今までも学校においては、本条例の精神にあります自分の権利に気づき大切にできる子供、そして周りの人々を大切にすることができる子供。つまり、笠松町の未来を支える地域社会人の育成に努めています。

本条例は、学校現場で行う不易な人間教育と親和性のあるものでございます。ただし、今年度４月２日付の中日新聞で紹介をされましたように、県内では３つの自治体でしか制定されていない条例、状況でございます。子供の権利を保障する先進的な条例でもございます。こうした条例を笠松町が持っているということを誇りにすべきであり、こうしたことを周知することや条例そのものの内容を学ぶ機会、各学校において条例とのつながりを意識した児童会・生徒会活動を設けることが重要になってくるかと考えます。

教育委員会といたしましては、年度当初と９月に行われました校長会で条文を配付し、説明するなどまずは教職員の周知を図っております。今後は、本条例の見直しも含めて、担当部局である福祉子ども課と学校が内容面、活動面で連携できるよう努めてまいります。

条例だからやる、行うというものではなくて、やはり人間としてどう生きるかという視点に

立って、その生きざまを考えていく、その中に町としての条例というものを大事にするという、そういった考え方が大事なとそんなことを思っています。以上です。

〔5 番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 5 番 川島功士議員。

○5 番（川島功士君） 町長、教育長ともに大変御丁寧な答弁をありがとうございます。

町長の思い入れのある政策の一端だと思うんですけども、運営状況についてもいろいろ答弁していただきましたけれども、移動こども館ということで江川でやっていただいたということなんですけれども、松枝のほうはどのようなになっていますか。

○議長（尾関俊治君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 松枝地域での移動こども館の予定はというお尋ねですけども、来年 2 月に、基本的にはほぼ同じような内容で松枝公民館のほうで今のところ計画しております。

〔5 番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 5 番 川島功士議員。

○5 番（川島功士君） ありがとうございます。

子ども館基本計画に書いてありますように、当初のときからそういう要望は出ていたと思いますので、ぜひとも積極的に、どうしても 1 か所しかない、狭い町ですけども、どうしても付きまとう問題だと思いますので、今後ともぜひ積極的な政策をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、中高生の話の中で、ゲームとか相談とかあったんですけども、相談室というのはアドボケイトさんの子供にきちんと説明をしてというところの、子供のところに行かないようなことをきちんと説明をしてというところの相談室も含まれているんだろーと思いますけれども、その部分というのは実は子どもの権利に関する条例の一番根幹の部分になるような事業だと思うんですけども、その部分というのは、先ほど言われたように、中高生のことをやっていたらいる団体の方にお願ひをしているという状況だと思うんですけども、笠松町としては直接やるとか、そういうことというのは考えていないということでしょうか。

それと、非常に、もちろん多分アドボケイトさんという話が保護者の方にも子供の方にもなかなか伝わりにくいとは思いますが、そういうことの広報に関して、先ほど中高生のやつでもホームページでの原稿の作成とか何とかというのは、公社の中のやつにあったと思うんですけども、そういうことも含めて、中高生のことに関しての広報についてどのように考えてみえるか、実際に参加者が増えるようなことを考えていただいているのかということですね。

私も先ほど質問書の中で言ったんですけども、そらいろパレットさんの会合によく出席

させていただくんですが、なかなかあそこの広報も分かりにくいような形、ほかのティーンズのやつと同じような感じなんですけれども、笠松町のこども館のホームページに行くと、クリックするとチラシが出てくるよみたいなそういう感じの方法で、例えばLINEで流していただくときも、こども館でこういうのをやりますよと書いてあって、例えば発達障がいの方はここを見てくださいみたいな一文があるだけで、具体的にどうかというのが書いていなかったりするんですね。広報の仕方について、町が直接やっている事業とそうでない事業とに差があるような気がするんですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

実際のところ、例えばあれは相談会ということで、もしそらいろパレットの場合だと、発達に心配のある方はいつでも自由にその時間に来てくだされば先輩お母さんが話をしますよみたいな状況でやっているんですね。実は、こども館でそれをやってほしいというふうにその団体、福祉のほうから依頼されて、じゃあやりますということになった事業であって、そういうことに対して広報というのはもうちょっと積極的に。

やっこの間1人新しい方が参加してもらえるようになって、それもあったもので、広報のチラシとか何とかというのは全部作り直しまして、具体的に今までやってきたのはこういうことだ、こういうふうに私たちは活動してきましたよという具体的な内容にしてチラシも作り直して、自分たちで印刷して、自分たちで配布しているという形になっているんですけれども、そういう町がやっている事業との差みたいなものというのはどのようにお考えですか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今後の取組については、先ほども答弁させていただきましたように、今のこども館のスタッフといいますか、運営母体が従来のこども館を引き継いで、その頃はどちらかというと本当に小さなお子さんとその親御さんのみを対象だったんですが、ティーンズも含め、またいろんなニーズや活動の幅が広がっておりますので、答弁もさせていただきましたが、指定管理者制度の導入も一つの選択として考えながら、より専門的なもの、なおかつ柔軟に対応できるようなやっぱり体制というのはこれから皆さんと一緒に考えていかなきゃいけないと思いますし、またその中で広報も本当にただ出すだけじゃなく、結果として参加者皆さんが1人でも2人でも多くなるような、そういう工夫は必要ではないかというふうには考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

私も町の施策にはぜひとも協力していきたいと思っていますので、ぜひそういう形で広報のほうも気を遣っていただくということで。

今、指定管理者の話が出たんですけれども、先ほど岐阜市の場合はどこどこという話があっ

たんですけど、笠松町として具体的に何かそういう案というか、副申みたいなのはあるんですかね。まだこういう公の場合では言えないかもしれませんが、何か考えているようなことがあるのか。ましてや、指定管理者にすると、それなりにまた別の指定管理者の委託費用というのは当然発生してくるわけで、委託がきちんと実行できるだけの費用を出さないと、町で無理なんやでこっちにやりやあやれるというもんでもないと思うんですね。逆に、民間に委託する、例えばボランティアにしても、自分たちは何ももらえないでずうっとやっていくというのはやっぱり難しいと思うんですよね。その辺はしっかりとした予算措置も取った上で考えていただけるというふうに思っております。

○議長（尾関俊治君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 指定管理者についての方向性的な御質問をいただきましたが、先ほど町長が申し上げましたとおり、具体的に今どこの指定管理者と交渉しているとか、そういうレベルにはまだ達しておりませんので、近隣の市町村の例も見ながら、相手のある話ですので、これから研究するような段階でございますので、ちょっとしばらくまだお時間が要るのかなということです。

指定管理者にしますと、当然のことながら相手も事業者でありますので、それなりの費用がかかると思います。その費用に対して、その事業が効果的だったのか、いけないところはなかったのかというところは制度として、岐阜市さんだと半年に一度調査しながら公表しておりますので、その辺も笠松町がもし導入する際にはそういった検証する形を取り入れながら進めてまいりたいというふうに現状では考えております。

〔5 番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 5 番 川島功士議員。

○5 番（川島功士君） ありがとうございます。

指定管理者に任せたからいいわということではなくて、やっぱりきちんと町長の思い入れのある施策の一端だと思いますので、きちんと町側としてもそういう検証なり提案なりというのはどんどんしていただかないと困るというふうに思いますので、それもよろしく願いをいたします。

先ほど、いろいろたくさん再質問を考えてきたんですけど、ちょっと大分時間もありませんのでまとめますけれども、最近こども館の協力委員会に令和7年度に更新をするときには子供を入れてという話がちらっとあったと思うんですけども、直近の更新というのはいつだったのでしょうか。それがいつ更新されたのかということをお聞かせください。

○議長（尾関俊治君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 運営協議会の任期のお話ですけども、今年の6月までで前任期が終わりましたので、ちょうど7月から新規の任期が始まったばかりになりますので、次が

令和7年度という形になります。

〔5番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

先ほど私が議事録を読んだときに、前の部長さんの答弁で、子供たちもそこに入って検証していくような形を取っていきたいというふうにお答えになっていたんですけれども、という開館した後に更新されているということは、そのときには子供のことを入れようという考えはなかったのでしょうか。もう開館もしていますし、既に子どもの権利に関する条例が施行されて時間もたった後のことなんで、そのことについては考えなかったのかどうかということについてお答えください。

○議長（尾関俊治君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 委員の変更とか追加のお話ですけれども、時間が短かったか長かったかというのはちょっと感覚がいろいろありますので、我々の認識としては、まず1年始まりました、それでちょっと何年かやっていただいて、次のところからメンバーを変えていきたいなというふうに思っていましたし、子供さんを入れますとどうしても時間帯がなかなか縛られるところもございまして、今回は前任の委員さんがそのまま基本的には引き継いでやっていただいております。時間等を考えると、放課後の時間帯あたりがいいとなると、今の委員さんがまた出にくいとかということもあるのかなということで今回は見送った次第でございます。次回からは、時間もあることですので、考えていきたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

ということは、前の制定のときの部長の答弁というのは軽い内容だったということなんでしょうかね。別にそこを指摘するわけではないんですけれども、答弁していただいた以上は、違うなら違うということをきちんと議会のほうにもやっぱり説明をしていただくことが必要だというふうに思うんですけれども、その辺についてはどうですか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） それもちっと時間の感覚の問題だと思います。というのは、子供さんは加わっていただくのはいいと思うんですが、肝腎の子供さんが、小・中学生が果たして、先ほどいみじくも議員が質問されたように、まだ子どもの権利条例についての認知が、先般アンケートをしたときもさほど上がっていなかったように感じます。なので、例えばここでお願いしても、本当にあまねく広く、中から手を挙げていただける状況ではまだもう少しないので、令和7年度までまだ時間がありますので、この中で小・中学生の皆さんに子どもの権利条例の

存在をまず知っていただいて、その内容を理解していただいた上で、これは強制ではございませんので、一人でも多くの子供さんが参加していただく、手を挙げていただく環境をつくっていくと。あわせて、大人の方にもそういった条例、これはなかなかこの子どもの権利条例というのは理念条例でございます。道德のまち条例というのが15年以上たちますが、ちょっと話がずれますが、先般の道德のまちの人に聞くと、15年以上やっておるけど、なかなか浸透しないわと、そういった嘆きというか、そういう声もいただいています。なので、なかなか確かにこの条例そのものは内容的にはすばらしいと自負はしていますが、広く皆さん方にこれが広がるにはもう少し時間と丁寧な活動が必要ではないかと、その上でこういった子供さんたちにもその後押しをするためにも、段階を踏んでやっていくほうがより実効性があるのではないかというふうには私は考えております。

〔5 番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 5 番 川島功士議員。

○5 番（川島功士君） ありがとうございます。

いろいろ言いにくいことを言って申し訳ないですけども、ということは令和7年度までには十分時間があるというふうに行政側は考えているというふうに考えてよろしいですか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今、あと3年後ですか。普通3年あったらできるんじゃないかと、どんな事業でも言っていますし、そのためには努力はしますので、今この時点で必ずやりますというのは、相手のある話なものですから、何とかそのような積極的に私も入りたい、こども館のそういう検討委員会に限らず、いろんなまちづくりの事業を今我々も子どもまちづくり委員会とかやっていますが、そういったところに、笠松町のまちづくりとかこういうボランティアを含め、いろんなところに小・中学生の皆さんが積極的に自分で手を挙げて参加していただけるまちづくりをするのが子どもの権利条例のそういう実現の一つの成果ではないかと思っておりますので、それに向けて頑張っていきたいと思います。

〔5 番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 5 番 川島功士議員。

○5 番（川島功士君） ありがとうございます。

それでは、3年後を期待して、3年間の間の動きをまた逐一お聞きしながら、僕も見ていきたいと。もちろん議席があればの話ですけども、見ていきたいと思います。

教育委員会のほうも一生懸命答弁していただきましてありがとうございました。

校長会にお願いをして、人権の時間なんかを使ってという話があって、そういうことをやられているということですのでよろしいんですか。

○議長（尾関俊治君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君）　ちょっと言葉足らずなところで申し訳なかったんですけども、この子どもの権利条例における生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利というのがありますけれども、これらの権利という言葉ではないかもしれないけれども、そういうことを大事にしきましようという教育は全ての学校でやっているわけで、それを具体的な条例文としてここにありますよという、そういうつながり、リンクというのがなかなか難しいのかなということであって、ただ子供たちにも笠松町はこういう条例があって、大人の皆さんが君たちのことを本当に大事にしているんだよというメッセージはやっぱり伝えていかなきゃいけないと、そんなことを思っています。

　したがいまして、前から校長先生方にも条例があることは周知しておりますし、先生方にも知っていただかなきゃならないし、やはり事あるごとに周知徹底というのは繰り返していかなくちゃならないかもしれませんが、実はねということで、ちょっと重ねて権利条例のほうを見詰めてみるとか、そういうことを議論するとか、そんな営みが大事なのかなということと思っています。内容面・精神面はきちっとやっておりますので、その辺は御理解お願いいたします。

〔５番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君）　５番　川島功士議員。

○５番（川島功士君）　ありがとうございます。

　先ほど町長が言われましたように、子供たちにそういう思いを伝えていくということでしょう、学校さん側と連携をして、その学校側も一緒になってやっていくというのはすごく大事なことだなというふうに、一生懸命やっただけでいるんですけど、町の思いも一緒にという思いで、ぜひとも福祉部門と教育委員会さんとの連絡というか、連携をより一層密にして、今後は進めていっていただきたいなというふうに思いますので、これはお願いにしておきます。

　先ほどからずっとと言って、子育てということですね。子育てというのは、要は未来をつかってということほかならないというふうに私は思っています。子供を育てるということは、未来の社会をみんなで作っているということだと思います。そういうことを含めて、新こども館であったり、子どもの権利に関する条例をつくられたというのは町長のそういうことに対する思いもあるんだろうと思いますので、いま一度子育て支援とか子育て、未来をつくるということに関しての町長の思いを一度、最後に思いの丈を話ししていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（尾関俊治君）　古田町長。

○町長（古田聖人君）　子供の教育に関しては、これはもう国のみならず、市町村、地域にとって非常に重要なところでありますが、この子どもの権利条例の中で特にやはり私自身が思いを強くしているのは、１人の町民としてまちづくりのプレーヤーとして子供なりの意見をやっぱ

り積極的に言ってもらって、そして大人がそれを、ああ、子供が言っていることだからといって粗末に扱うのではなく、そこで一緒になって考え、1つでも2つでも形にしてあげる。それが子供にとって大きな経験であり、自信になると思います。これから人口減少、少子化がどんどん加速していくと思います。今、我々去年の決算で議論をこれからするわけではありますが、まちづくりというのは10年20年のスパン、自分たちがいなくなった後のことも考えていかなきゃいけない。そのときに次のリーダーをやっぱりつくっていく、その礎として子供自身が自分たちの言ったことがしっかりと大人たちが受け止めて、そして一緒になって形づくっていく、そういった経験や考えを多くの人たちが共有してもらうことが行政や、あるいは政治、それに興味を持っていただいて、具体的に成果というか願うのは、例えば投票率の向上につながったり、あるいは町内会とか地域のボランティア団体に参加して役員をやっていただく、地域リーダーの養成につながっていく、そういった長い目を見た場合には、やはりこういった教育というのは学業とかスポーツも大事ですが、地域に溶け込んで一緒になってやっていく、そういう人づくりということも非常に大きな意味があるんじゃないかと思っておりますので、また今後とも議会の皆さんと一緒に頑張って笠松町からすばらしい人材を輩出できるように取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続き御理解、御協力のほどお願い申し上げたいと思っております。

〔5 番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 5 番 川島功士議員。

○5 番（川島功士君） ありがとうございます。

町長の思いはしっかりと聞かせていただきましたので、今後とも一生懸命応援してまいりたいと思います。だけど、先ほどのそらいろパレットのこともそうですし、ティーンズのことでいろいろと御協力していただいているそのほかいろんな団体、個人の方が笠松町のいろんな施策を裏で支えていただいています。その人たちがやってよかった、一生懸命やってよかったと思っていただけるように、町のほうもぜひ御尽力をしていただけることをお願いして質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（尾関俊治君） この際、午後 1 時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1 時30分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

通告順により、順次質問を許します。

1 番 間宮寿和議員。

○1 番（間宮寿和君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

本日の質問は、笠松町におけるW i - F i 環境について質問したいと思います。

現在、全国のスマートフォンの普及率は全国民で87%と言われ、小学生は別にして、20代から30代ではほぼ100%、50代で90%、70代以降でも78%という普及率であると書かれておりました。つまり、ほとんどの国民がもうスマートフォンを生活下で利用しているということになります。

先日、自民党の研修で東京を訪れましたが、買物の後のレジの支払いやレストランの予約などはもうスマートフォンでやるのが当たり前で、びっくりしたのは、席に着いてから注文なども各自スマートフォンで行ってくださいと、そんな感じのものになっていました。今後、A I の普及とかに伴いまして、今まで以上にこのスマートフォンの利用頻度は当然上がるでしょうし、普及率も上がることだと思っております。

ただ、このスマートフォンのデメリットとして言われているのが、電源が切れてしまった場合とインターネットが繋がらなくなってしまった場合というのが、このスマートフォンのデメリットだとも言われています。

そのデメリットに対しても、さすが東京は早いなあと思ったんですが、東京では既に各所で対策を取られておられまして、電源が切れた場合というところになるんですけど、正直私も対策として、出かけるときなどはモバイルバッテリーという電源を持ち歩いていたりしますけれど、もちろん防災グッズとかそういうところにもこのモバイルバッテリーを今でももう入れておったりするんですが、東京では既にそのモバイルバッテリー、充電できる機械の貸出し窓口というのがもう至るところにありました。コンビニなんかはもちろん、レストランや駅などの隅のほうに無人のモバイルバッテリー貸出し所というのがもう設置されておったんですね。そこへ行くと誰でもそのモバイルバッテリーが借りられるということになっていました。もちろん有料だったんですけど、2時間程度借りた状況で300円ぐらいのものでした。使用後のそのバッテリー、もちろん持ち歩いて歩いているのでそこへわざわざ返しに行くなんていうことはできないと思っていたんですが、もう既にそのバッテリーの貸出し所が至るところにあるので、どこへ返してもいいと。レンタカーのような、そんな状況になっていました。

このような設備もぜひ今後、笠松町も町民のサービスに取り入れてもらえたらいいなあとも考えておりますが、まずこれに関してどうでしょうか。

そして、もう一つのデメリットがインターネット回線というものです。

これは御存じだと思いますが、インターネット回線、W i - F i 環境の充実ということになるんですが、今では公共施設や喫茶店とかで無料でW i - F i が使えるようになったところは多くなりました。東京などは昔の公衆電話のボックスがそのW i - F i スポットになっていたりもしていました。自分が契約している携帯会社での回線サービスを利用するというのはもちろん当然のことなんでしょうけれど、集まることが多い公共施設などでは、そのサービスの一

環としてこのW i - F i 環境が整っているというところが既に多くなっているような気がします。

そこで、笠松町におけるこのW i - F i 環境のものなのですが、皆さんも御存じのとおり、笠松町でも既に3年ほど前から、中央公民館または役場、それから健康福祉センター等ではこのW i - F i 環境がもう既に整っております。もちろん無料で利用できるようになっております。そして今では、みなと公園や笠松町運動公園などでも利用できるようにもう既になっているんですね。

ただ、利用するには、ある設定をしないとイケない。その設定に問題があるように思えるんです。初めて利用する際には、まずメールアドレスをそこに登録しなくてはイケないと。そのメールアドレスを登録した後、やっとながつたとしても、50分置きぐらいに一回切れてしまうと。3回までつないでもいいよみたいな、そういう設定になっているんですが、それを以前お尋ねしましたところ、セキュリティー強化のためとか学生が長い時間利用しないためという回答をいただきましたが、学生が公共施設でゲームをするために多くの子が利用しているという姿はあまり見かけないような気がしますし、逆に大人が打合せ中に頻繁に切れてしまうことで利用頻度が下がっているような、そんな感じがしてなりません。

その前に、まず先ほど言ったメールアドレスを登録しないと利用できないというハードルですが、これは簡単に見えますけれど、メールアドレスを入力するという行為は、特に高齢者にとっては非常に高いハードルであると思うんです。よって、せっかく無料で笠松町が環境を整えているのにもかかわらず、利用する方が少なくなってしまうんじゃないかなあと、そういう懸念をしております。せっかく環境を整えているのであれば、より多くの町民に利用してもらえる工夫をするべきではないかなあとと思います。

私は今までいろんなところでW i - F i スポットで利用してきましたが、正直簡単に4桁ほどのパスワードをちょっと入れるだけでW i - F i がつながるとか、本当に簡単な設定で利用できるというところも非常に多くありました。

今のこのままでは、設定ができないからもう利用なんかできないという人が見えたりとか、この無料で利用できることすら、こういう環境が整っていることすら知らないという方が出るのはないかと。こういう不平不満のほうが何か多く聞こえてくるような気がしますので、ぜひ今後、もっと気軽に町民に利用してもらえる環境を整えてもらいたいと思いますが、笠松町のお考えをお聞かせください。

また利用箇所も、先ほど上げた、今役場であり福祉センターでありというところがそうなんですが、もっといろんな公共施設で利用できるようにしてもらえるといいなと思います。

そしてもう一つ、現在ではパソコンの利用がそれではできない状況になっています。パソコンの利用もできるようにしてもらえれば、オンライン会議やオンラインスクールなどの利用も

できるのではないかなあとと思います。そのために中央公民館の部屋を借りたいとか、そういう方も増えるような気がするんですが、そのようなお考えがあるかどうかもお聞かせください。

ぜひ今後、町民のために環境を整えてもらいたいなあということを希望いたしまして、1回目の質問を終わらせていただきます。お願いします。

○議長（尾関俊治君） 1番 間宮寿和議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 間宮議員さんからの笠松町内のW i - F i 環境設備についての御質問にお答えいたします。

当町では、公共施設フリーW i - F i として令和2年7月に役場庁舎、中央公民館、福祉健康センターに、令和3年12月にはみなと公園と運動公園に、令和4年3月には新こども館にアクセスポイントを整備し、計6か所の施設において、御自身のスマートフォンなどの通信契約の制限に関わらず高速インターネットを利用できるフリーW i - F i サービスを提供し、施設利用者の利便性向上を図るとともに、災害時にはスマートフォンは自らの命を守る非常に重要なツールになり得るという認識の下、通信キャリアが回線利用を制限した際でもスマートフォンが滞りなく活用できるよう、重層的なインターネット網への接続手段の確保としての側面も担ってまいりました。

議員が御指摘されるように、スマートフォンが欠かせない現代人にとって、バッテリー電源やW i - F i 確保は大きな課題ではあります。

1つ目のモバイルバッテリー貸出しサービスについては、現在、東京や名古屋といった大都市圏においてインバウンド需要を見据えて各社がサービス提供を始めていますが、地方都市ではビジネスモデルの確立が見込めないのか、いまだ提供されていないのが現状であります。

一方、当町では、スマートフォンの電源対策として、防災備蓄品に携帯充電用蓄電池や各種ケーブルを保有し、災害時における避難所での充電手段の対応は進めていますが、平常時の対策はしておりません。

町がモバイルバッテリーの貸出しサービスを提供することは、その需要や経費が未知数のため導入のハードルは高いものと考えておりますが、公共施設でのスマートフォン電源対策として、例えば、職員の目の届く箇所に充電スポットを設置し住民の皆さんが自由に利用できるよう、設置場所や利用ルールなどの検討をしてみたいと考えています。

また、2つ目の公共施設フリーW i - F i への接続簡素化の御提言であります。以前の一般質問での答弁でも述べましたように、公共施設では不特定かつ多数の利用者が接続しますので、適切な利用者情報を把握する必要があるため、目視や監視カメラで利用者の出入りを十分把握できるような場所でのS S I Dパスワード接続ではなく、総務省が発行するW i - F i 提供者向けセキュリティー対策の手引きに基づき多くの自治体施設で導入しているメール認証方

式（FREESPOT協議会が運営）を採用してまいりました。

しかしながら、議員が高齢者の皆さんから伺った意見を踏まえ、より接続しやすくなるよう、手引にも記されていますSNSアカウントを利用した承認方法の併用も検討してまいりたいと考えています。

加えて、60分の接続時間についても、当町の平均的な会議の運営時間であります1時間半へ延長することも併せて検討し、さらなる利用者の利便性向上を図ってまいりたいと考えています。

なお、全ての公共施設へのフリーWi-Fiの導入については、住民ニーズやアクセス数を勘案しますと現状で充足しているものと判断しております。今後、さらなるニーズの高まりや導入及び運営経費に対する費用対効果を勘案し、追加する公共施設の検討をしてまいりたいと考えております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 1番 間宮寿和議員。

○1番（間宮寿和君） 御答弁ありがとうございました。

電源に関しましては、正直、私も東京へ行きましてびっくりしていたぐらいのことでしたので、いつかまた笠松もそうなればいいなあという気持ちはもちろん思っておりましたし、というよりもどんどんと環境が変わりますので、今すぐやってほしいとかそういうことではなく、そういう気持ちを持った中で随時対応してもらえばいいなあという気持ちではおったので、それはいいですが、Wi-Fi環境の接続設定の件ですね。

今お聞きしましたSNSのアカウントを利用するようにできるよという方向へということがありました。SNSアカウントと大きいくりで言われますと、またそれは何なのというようなことにもなりかねないんですが、例えばグーグルのアカウント、グーグルですとアンドロイドのスマートフォンを使っておられる方は、必然的にグーグルのアカウントは自動的にもう持っているということになるわけですし、例えばLINEであつたりとかそういうものもあると思うんですが、もし具体的に、SNSという大きなくくりじゃなく、こういうところというのがもし分ければ教えていただきたいのと、今現状、例えば1日でも1か月でもいいんですけど、各公共施設でWi-Fiを使っておられる利用頻度ですね、そういうのがもし具体的な数字で分かるのであればちょっと教えていただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1つ目のSNSのアカウントの認証の方式ということでございますが、フェイスブック、グーグル、あとエックス、旧ツイッターであります。それとヤフーということになります。

あと公共施設でのアクセス数ですが、今年の7月1か月間のアクセス数で御報告をさせてい

ただきますが、まず役場の庁舎では2,459、中央公民館では556、福祉健康センターでは221、合計で3,236というような状況でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 1 番 間宮寿和議員。

○1 番（間宮寿和君） ありがとうございます。

今聞きましたそのF Bであったりツイッターであったりも含めて、ヤフーもグーグルもそうですが、この辺りのアカウントがそのまま使えるということになるのであれば、またそれもうごく楽になるなというところも思いますので、ぜひこれは早くやっていただけるとありがたいと思います。

アクセス数も今お聞きしましたけれど、現実この数字が高いのか低いのかというのも、ほかと比べたわけじゃないので一概にちょっと申し上げにくいところはあるんですけど、正直私はもっともっと少ないのかなあと思っていたところ、合計で3,000、4,000というアクセス数があるということになりますと、逆に言うともっともっと利用者は増えるのかなと、もっと知った人が増えればもっと利用したい人が出てくるんじゃないかなあというところはすごく逆に思いました。

あと、先ほども少しお聞きしたところでもあったんですが、スマートフォンというのは、今結構自分の契約している回線というのも以前に比べてかなり安くなってきたというところもあるせいか、かなり長時間インターネットを利用してもそんなに代金が上がらないとか、そういうところも現在のスマートフォンの業界では出てきたところもあるせいか、自分のものでやるよという人も増えてきている気がするんですけど、その反面、パソコンですね。パソコンに関しては今のこの設定、今のW i - F i 環境の部分ではできないんですけど、このS N Sのアカウントというところに入ると、これはパソコンでも利用できるようになるんですかね。

といいますのは、当然パソコンが使えるということになりますと、先ほども言いましたが、オンラインの会議であったりとか、例えばこのコロナ禍でよく出てきましたがZ o o m等を使った打合せ等がすごくもう頻繁に行われるようになってきている中、公共施設で打合せを、もうコロナも終わったからしたいよと。だけど、まだまだ行きたくないなあという人、逆に言うと、そのZ o o mを使うことですごく楽に打合せに参加できるということを知った人たち、そういう人たちがこのコロナ禍で多くなってきたような気がするんですが、現在の公共施設の部屋を使った場合、パソコンで利用ができないということですので、そのようなZ o o m会議とかオンラインの打合せとかというのはなかなかできないような気がするんです。

もう一つ、これも私のあれですけど、春ぐらいでしたかね、岐阜のメディアコスモスへちょっと行きましたときに、学生の子たちがそこで一生懸命勉強をしていました。ロビーとかでね。ものすごい人たちがいっぱいまして逆にびっくりするぐらいだったんですけど、受付で

たくさんの子が勉強していますねと聞きましたところ、W i - F i が自由に使えるからここへ来て勉強しているんですよと受付の方が言われたんですけど、学生の子たちもゲームをやりにということじゃなくて、その時期、多分受験が目の前だった時期もあったと思うんですけど、いわゆる調べものをしながら勉強するというのは、もう子供たちにとっては当たり前のことになっているんだなあと。そういう中でパソコンなんかをそこへ持ち込んで、いわゆるW i - F i が使えるからということで、家にいてもなかなか集中できないというか、そういうのもあるのかもしれないんですが、そこで一生懸命勉強している子供たちを見た。それもやはりW i - F i でパソコンが使えるからということで集まっていたような気がするんです。

なので、そういう中で、今言ったアカウントがS N Sオーケーになるとした場合のパソコン利用が可能なのか。逆に言うと、以前私もちょっとお借りしたことがあったんですけど、笠松町にモバイルルーターありますよね。このモバイルルーターなんかも、有料でもいいので貸出しなんかがもし可能であるならば、部屋と同時にそのモバイルルーターなんかを貸してもらえれば、それを使ってパソコンをつなぐということも可能になるんですけど、その辺も含めてちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

現在の公共施設のフリーW i - F i でもパソコンは利用ができます。ただ、いろいろセキュリティーがかかっておりますので全てがということではないんですけど、利用は可能でございます。

あともう一つ、モバイルW i - F i の関係での貸出しということでありましたが、もちろん公共施設を使っただけということで、公共的な事業であるとか、事業というか行事であれば、企画のほうに申請をしていただいて貸出しするというのは可能でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 1 番 間宮寿和議員。

○1 番（間宮寿和君） 今はパソコンも利用可能ですよということだったんですが、私も今質問をしながらやっぱりできないなとちょっと思いながらあったんですけど、スマートフォンというのは自分が契約している回線がありますので、最初にまずアカウント、例えばメールアドレスの登録をすとかね、あと先ほどのS N Sのアカウントを使っても、自分のインターネット回線があるので、それを使ってまず画面を出すことができ、それを使ってアカウントの登録というのができるんですけど、パソコンは自分で契約している回線というのはないんで、そのまんまそこでメールアドレスをいきなりインターネットにつなぐというのはできないんじゃないか。もちろんつながることが可能であれば、自分のモバイルとかを使ったりしてつながることがあれば、その後はやれるようになると思うんですけど、いきなり最初にメールアドレスをま

ず登録してくださいと、パソコン開けてもパソコンはつながっていないので、それできないんじゃないですかね。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

確かに間宮議員さん言われるとおり、パソコン自体もちろん契約とかしていませんので、一度スマートフォンでそのフリーW i - F i の認証を行っていただいた後に、そのアカウントというか、そこからパソコンで見えていただくという方法であればパソコンが利用できるということで、パソコン自体からのもちろん今認証ができない状況ですので、スマホを持ってみえない方は接続ができません。スマホを持ってみえる方は、スマホで一度登録していただいてからその後でパソコンで見えていただくという方法であれば利用できるということでございます。申し訳ありません。

〔1 番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 1 番 間宮寿和議員。

○1 番（間宮寿和君） なるほどという感じですね。スマートフォンで先につないで、それをパソコンに設定してそれを使うというやり方ですか。分かりました。

逆に言うと、先ほど来言っているメールアドレスを登録するよりももっと大変な作業になるような気もしなくはないですけど、でも最後におっしゃられたモバイルルーターの貸出しも言うていただければということではありましたので、逆に言うと、それは町民の人たちはあることすら知らないと思うんですよ。なので、もしそれが可能であって、今後前向きにということであるのであれば、例えば公民館等で貸し出す際にそういうものがあるよということもぜひ教えていただければ、借りる人は増えるんじゃないかなと思います。

先ほど、今後いろんな施設も検討していくというところの答弁をいただきました。早速本当にお願ひしたいと思うのは、もうこれ10月からコミュニティー化されます、いわゆる中央公民館、松枝公民館、総合会館はコミュニティー化されていきます。今後、今まで以上にもっと利用頻度というか自由な利用頻度が増えてくるような気がしますし、そういう意味では今現在のところだけではなく、今言った松枝公民館また羽栗の総合会館はもう早急にでもやっていただきたいのと、ここは願うところでございます。御検討ください。

あと、今SNSのこととありますとか、より使いやすい環境をとるところの中で、まだまだ知らない人がたくさんいますね。そういう人たちにもっと別の意味で告知等をしてあげてほしいなあと。いろんなところでW i - F i 使えますよとか、そういうことを書いて、皆さんに使っていただけるようにしてもらいたいなあとという気持ちと、ちょっとお伺ひしたいのは、例えば簡単だと言っている、まだまだSNSアカウントでできるよというこの一言って、何それという人がやっぱりほとんどですよ。そういう中で、業務があって本当大変だと思うんです

けれど、例えば公民館でも役場でもそうですが、窓口なんかへ行ったときにそのサポートとかをしていただける体制というのはあるかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

間宮議員から以前にもこのW i - F i 関係での御質問をいただいた際にも、認証方法が分かりづらいとの御意見をいただきました。

そのときの答弁でもお答えさせていただいたように、施設の窓口でも職員が丁寧に説明をさせていただくということで御答弁させていただきました。それ以降、お問合せがあった場合には、職員が説明をさせていただいているという状況でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 1 番 間宮寿和議員。

○1 番（間宮寿和君） ありがとうございます。

今のお言葉を聞いて少し安心はしましたが、もっともっと町民の方々が自由に利用していただければいいなと思います。

最後、要望という形ですが、先ほども少し言いましたけれど、このインターネット技術というのはこれからどんどんどんどん変わっていくことになると思います。例えば、N T Tがこの間発表しましたI O W Nとかという光技術をもう既に開発しているとか、そういうことも聞きましたし、これからスマートフォンやパソコンだけじゃなくて、例えば車とか全てのものがインターネットとかにつながって、私たちの生活の中でこのインターネットなんていうのはもう当たり前になってくると思います。ましてや今日この議会も今日からこのユーチューブ配信ということはされているということですし、今後も笠松町において、W i - F i 環境とかということだけでなく、その時代に合わせて柔軟にその環境を整えて、より一層充実した環境をお願いしたいなと思います。

その辺を強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。お願いします。

○議長（尾関俊治君） 3 番 高橋伸治議員。

○3 番（高橋伸治君） 議長さんより発言のお許しをいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

笠松町のごみ問題は令和3年度から大きく変わりました。

まず第1に、令和3年10月から始まったごみの有料化であります。ごみ処理には自己負担が必要であるという意識改革がされました。可燃ごみは黄色、不燃ごみは透明の袋で回収することが制度化され、2年近くが経過しようとしております。ほぼ100%ルールどおりに搬出されている状況であると認識をしております。これがごみの減量化につながれば最高であります。

そして第2に、令和3年4月から公民館に資源ごみ回収所が開設をされ、9時から17時まで資源ごみが毎日回収されるようになりました。そして、必要とする多くの町民に利用され、その役割は十分に達成されていると思います。

このように、ごみ問題は大きな変化があったことにより、新たな問題点も表面化してきております。

町内会が主体となって毎月2回収集されている資源ごみの量は、7月7日に松枝公民館で確認したところ、資源ごみの回収所開設前と比較すると約4分の1程度であるとのことであります。また、町内会主体の資源ごみの回収は、持込み時間が朝7時から8時までと制限がされております。よって、利用制限がほぼない公民館の資源ごみ回収所に流れていくのは当然の結果であります。

特に変化の大きいものは、今年の異常気象の関係もあろうと思いますが、ペットボトルについてであります。私が町内会の役員をしている当時は、朝7時から8時という制限があっても、青いネット袋3本程度のペットボトルの搬出がありました。今はほんの少量の搬出しかありません。ペットボトルの行き先は当然公民館の資源ごみ回収所になるわけであります。

松枝公民館の日曜日のシルバーさんに確認したところ、土曜日、日曜日は20分から30分で袋がいっぱいとなり、すぐに交換の要請があるので大変とのことでありました。また、土曜日、日曜日の公民館のシルバーさんは1人であり、本来公民館の施設管理のためのシルバーさんであります。会議室の貸出し、来庁者の応対、図書室の本の貸出しが本来の業務なのに、ごみ管理まで任されてしまい、それが第一義とのことであります。

また、中央公民館の日直の職員についても、自分の仕事をしながら体育館の貸出し、会議室の貸出し等が本来の目的であるのに、これも同様にごみ管理が日直の仕事に追加されているのが現状であります。管理者の方は申し訳ない気持ちでいっぱいとのことでありました。

なお、中央公民館の月曜日から金曜日のごみの管理につきましては、午前2人、午後1人が業者委託となっており問題はありません。

笠松町の人口の大きな割合は松枝地区が1万人、笠松・下羽栗地区がそれぞれ6,000人で、合計2万2,000人であります。人口1万人で一番多い松枝地区の資源ごみ回収量が多いのに小さなコンテナ1個のため、交換頻度が多くなるのは当然の話であります。

そもそも、町全体としてごみ管理に要する人的措置が全く取られていない点に問題があると思います。

そこで、以下3点について質問させていただきます。

1点目、公民館の土・日の施設管理についてでございます。

令和3年4月以降、今までになかったごみの管理が追加され、それが第一になるほど大きな変化が起きております。公民館施設管理のためのシルバーさんであります。そのため、ごみ管

理のためのシルバーさんを予算化し2人にすべきだと考えますが、町長さんのお考えをお尋ねいたします。

2点目、これは仮称でございますがリサイクル手当等についてということであります。

まず、中央公民館の土曜、日曜の日直についてであります。

本来日直の仕事ではなかったごみ管理でありますので、ごみ管理を職員にさせるのであれば、仮称ではありますリサイクル手当等日額500円程度を創設し、日直の職位に加算するべきと考えます。

また、公民館の会計年度職員についても、本来なかった業務ですので、同様にリサイクル手当等に相当するものを加味するべきと考えますが、町長さんのお考えをお尋ねいたします。

3点目、不燃ごみ等の月2回の回収についてであります。

ごみ有料化前から町内会を主体とする資源ごみ回収については、公民館に資源ごみ回収所が開設されてからめっきり回収量が減少してきており、約4分の1まで減少している現状であります。これは松枝公民館の場合ですが、そこで、町内会主体の資源ごみ回収を月2回から月1回に変更してはどうかと考えますが、町長さんのお考えをお願いいたします。

以上でございます。第1回の質問を終わります。

○議長（尾関俊治君） 3番 高橋伸治議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 高橋議員さんからのごみの関係についての御質問をいただきまして、まず松枝と下羽栗のシルバーさんの増員と、あと中央公民館の日直の職員にリサイクル手当等をつけたらどうかという御質問と御提言でございますが、まず各地域の公民館などに設置しております資源ごみ回収所のフレコンの入替え作業につきましては、現在町の施設管理業務の一環として勤務する職員などが対応しております。

議員御指摘のとおり、土・日、祝日における資源ごみ回収のフレコン入替え作業は平日より持込み量も多く、1人で対応するのは大変であるという声が私にも届いているところであります。

こうしたことから、資源ごみ回収所を適切に管理する面からも、シルバー人材センター派遣職員の増員や資源ごみ回収所の収集を行っている業者への委託内容の見直しなどにより、フレコンの交換作業を行う人員を確保し、適切な管理体制への見直しを検討してまいりたいと考えています。

また、土・日、祝日に公民館などへ勤務する日直職員や会計年度任用職員などへの特殊勤務手当の支給につきましては、今のところ資源ごみ回収所の業務に当たる人員を確保し、公民館業務に従事している職員の業務の軽減化を図ることになりますので、新たに手当を創設しての支給は現在のところは考えておりません。

続きまして、町内会主体の資源ごみ回収を現行の月2回から月1回に変更してはどうかというお尋ねでございます。

町内会主体のステーションでの資源ごみの収集につきましては、月の前半に、古紙類、不燃ごみ、プラスチック製容器包装を、後半に缶、瓶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、プラスチック製容器包装を収集しており、その収集実績を資源ごみ回収所設置前の令和2年度と令和4年度で比較いたしますと、アルミ缶やペットボトル、プラスチック製容器包装の収集量が2倍以上となるなど、皆様の御協力によりごみの分別収集、再資源化への取組が定着しているところであります。

こうした中、町内会主体の資源ごみ収集を月1回の収集とした場合の課題としましては、古紙類、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、缶、瓶、ペットボトルなど18品目を同時に収集することになり、町内会によっては収集を行うスペースの確保が難しいことも想定されます。

また、プラスチック製容器包装の収集は、平成18年10月に町内会単位による資源ごみ分別収集へ移行する際に行ったモデル地区事業の結果を受け、月1回の収集ではなく月2回の収集を実施している経緯もあり、月1回とした場合、家庭内に保管する場所がなく、分別されず、可燃ごみとして排出される可能性もあると考えられます。

確かに議員が御指摘のとおり、町内会主体による資源ごみの収集回数を減らすことは町内会での当番などの負担軽減にもつながりますが、一方で、この当番を地域のコミュニケーションの場と捉えている町内会もあります。また、各町内会に交付しております資源ごみ分別回収等推進交付金や町内会長の交付金などの取扱いにつきましても町内会によって考え方がまちまちですので、今後町内会連合会と相談しながら、資源ごみの収集方法の在り方のみならず、補助金、交付金の在り方その他課題を含め、全体として見直しを協議・検討してまいりたいと考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 御丁寧な答弁をありがとうございました。

まず1点ですが、シルバーさんの増員についてということでございますが、人材派遣センターからの増員、それから資源ごみ回収業者との委託契約の見直し等で体制を強化するというお話でございましたが、いつ頃を考えておられるか、分かっておればお願いします。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） その見直しにつきまして検討を進めまして、来年度の予算に向けて来年度から実施できるように、予算等々もかかりますので、それも含めて検討していきたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 3 番 高橋伸治議員。

○3 番（高橋伸治君） 特にシルバーさんの話ですが、多分来年も異常気象のような気候が続くと思いますので、この状態ができるだけ早く、来年度という話がございまして、期待をしたいというふうに思います。

それから次の質問でございまして、日直の職員とか会計年度職員等の特殊勤務手当の支給につきましては、資源ごみの回収所の業務に当たる人員を確保して、あるいは公民館の業務に従事している職員の業務軽減を図る予定ということで、手当の創設を考えていないということですが、これに関しましてまず1点、これも同じくいつ頃を検討しておられるか、時期的なものをお願いします。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

先ほどの答弁と同じように、併せて来年度から実施できるように進めていければと考えております。

〔3 番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 3 番 高橋伸治議員。

○3 番（高橋伸治君） 特に笠松町はこじんまりとしていますから。全体で120人ぐらいの職員ですので、制度として職場要求とか職員組合みたいなものがあるかどうか分かりませんが、そういうものがないものですから、こういう新しいものが起こると、どうしてもそういう人的なものが不足してくる。同じ例えば会計年度職員でも、本庁の職員は今までと変わらない、出先の職員が忙しくなるという、そういう不平等が生じますので、そういうことがないように配慮をいただきたいというふうに、これは要望しておきます。

次に3点目の質問でございまして、資源ごみの分別回収等推進交付金とか町内会長交付金というのが答弁の中でございまして、ちょっとどんなものか、もう一回詳しく御説明いただきたいと思います。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

先ほど町長が答弁させていただきました中で、町内会長交付金というものがございました。まず、この町内会長交付金につきましては、行政との連絡調整や町内会、地域での各種行事、活動を円滑に進めるために、町内会長に対しての交付金ということでございます。

もう一つの笠松町資源ごみ分別回収等推進交付金につきましては、こちらは資源ごみの分別回収の事業を実施する町内会に対しまして、分別回収活動の奨励や違反ごみの削減、燃えるごみの減量化等々、ごみの問題に対する町民意識の高揚を図るというような目的で交付金を交付させていただいているものでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） その中でまず2点お尋ねしたいんですが、まず町内会長交付金というのは、私の地域だけですと一定の額が決まっている。その根拠となるものは町内の世帯数というふうに聞いているんですが、それは町内会に入っていると入っていないとか関係なしに出ているのか。まずその点。

それからもう一つ、資源ごみの分別回収の推進というのは、町のほうで回収したその資源ごみを売却したそのお金の分配じゃなくて、それにプラスアルファをして交付をしているのかどうか、その2点ちょっともう一回確認をしたいんですが。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

まず、町内会の交付金につきましては、10月1日現在での町内会の加入者の世帯数となります。

そして、資源ごみの分別回収等推進交付金につきましては、町内会に加入していない方もごみを出される、資源ごみを出されるということで、こちらは住民票の世帯数ということになっております。

あと、もう一つ、その資源物の売却に対してということですが、当初の目的、これは平成18年度からこの交付金が創設されたわけですが、当時その資源物の売却代金の約2分の1ぐらいを交付しておりました。その後、町内会と協議をしまして、500万ほどの交付金となっておりますが、最近ではその資源物の売却代金、値段が下がっているということで、それ以上に交付金を町内会のほうにお支払いをしているというところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 丁寧な御説明ありがとうございました。

最後になりますが、これは質問というわけではないんですが、今の町長さんの答弁の内容についてちょっと私とは意見が食い違うので、これはどうかなというふうに、まずこれは指摘しておきたいというふうに思います。

月1回の回収の場合、家庭内の保管場所がないというような文言があったり、例えば2回を1回した場合には分別をされないで可燃ごみと一緒に出されるというような答弁があったかと思いますが、そういうリサイクルをされている方にとっては、先ほど説明で18品目というようなことがありましたが、その保管場所がなくなるというようなことは私はないと。月2回に18品目全部出せば半分で済むんですけど、並行していきますので。月2回違った品目でいくもんですから絶対そのスペース、例えばこちらに新聞があった。出してしまったが翌月か

らまた1日ずつたまっていく。ペットボトルもそうだと思う。出してしまって空になりますけど、また飲めば増えてくるという形で、スペース的というのは家庭の場合だと多分そういう説明はおかしいかなというのが1点ですね。

それから、毎回出せるかどうかということで、町内会のほうが、私が調べた場合、松枝公民館の場合は4分の1程度に減っておるんですが、今、町からの答弁では2倍になるというようなどころもあるというようなことでしたが、そのことについて議論するつもりはないんですが、それは公民館の常設といいますか、9時から5時までに出せない方、出しに行けない方、土・日に行けない方が近くで出したいというから多くなっている。この多くなっているというのは、やっぱ異常気象なんかでペットボトルが多く出る、あるいはそういう分別がしっかりされているという証拠だというふうに私は思っておりますので、今の答弁が皆さんのところに通用するかどうか私はちょっと疑問でありますけれども、それだけ指摘をして終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（尾関俊治君） この際、2時35分まで休憩いたします。

休憩 午後2時19分

再開 午後2時35分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

通告順により、順次質問を許します。

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 議長さんのお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

まず1つ目は、松枝小学校の南体育館についてでございます。2つ目は、競馬場の周辺の猫の保護活動についての2点でお願いいたします。

まず、松枝小学校の南体育館ですが、昭和41年の建設で現在に至っておりますが、まずその利用状況と今後の対応についてお尋ねしたいと思います。

現在の利用状況はどのようなのか、まずお尋ねします。

そして今後の対応について、南体育館は昭和41年に建設されていますが、現在もよく利用されていますし、また大事な体育館だと思っておりますが、雨漏りがあるということもお聞きしますが、今後についてどのように考えておられるのか、お尋ねします。

2つ目に、競馬場の周辺猫の保護活動についてです。

聞くとお聞きしますと、現在約170匹ぐらいの猫がいるということですが、保護活動もこれまでにいろいろと進められているとお聞きしています。どのような団体で具体的に保護活動を進めてくださっているのか、お尋ねします。

以上をお尋ねします。どうぞよろしくお願いします。

○議長（尾関俊治君） 10番 長野恒美議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 長野議員さんからの御質問。

まず、松枝小学校の南体育館の利用状況と今後の対応についてのお尋ねでございますが、松枝小学校の東隣にあります南体育館の利用状況につきましては、コロナ禍前の平成20年の2万1,178人から令和元年の1万5,166人までで、約3割減少しております。また、直近3か年におきましても、令和2年度は10団体、延べ利用者数1万2,294人、令和3年度は7団体、延べ利用者数8,864人、令和4年度は8団体、延べ利用者数7,259人で、コロナ禍の影響も考えられますが、年々減少しているのが実情であります。

南体育館は昭和41年に建設されてから約57年が経過しており、法定耐用年数である34年をはるかに経過しています。現状は屋根からの雨水の侵入や、ガラス窓や遮光カーテンの開閉の不具合など老朽化が激しく、建物主要部分への影響が懸念されるとともに、現在の耐震基準も満たしていない状況であります。

令和4年第1回定例会において、南体育館については大規模改修には着手せず、部分的な修繕対応にて維持管理している状況であると答弁させていただきましたが、その後も老朽化が進み、施設の維持管理や使用についても限界が近づいている状況であります。

南体育館は松枝小学校敷地内にあるため、小学生及び利用者の安全確保のため、できる限り早期の対応が必要であると認識しており、令和8年度までに延長となりました公共施設等適正管理推進事業債を活用した施設の廃止に向け、今後関係機関などと調整しながら進めてまいりたいと考えております。

続けて、競馬場周辺の猫の保護活動についてでございます。

笠松競馬場厩舎やその周辺には約170匹の飼い主のいない猫がすみ着いており、厩舎の移転計画が本格化し厩舎移転が進めば、行き場を失った猫たちが近隣の住宅に移り、ふん尿被害などの問題を起こすことが懸念されることから、笠松競馬場と以前から薬師寺厩舎周辺で保護猫活動を行っていた保護猫団体と協力し、令和4年10月以降、8月末までに126匹の猫に去勢避妊手術を行ってまいりました。

こうした猫の中には、病気やけがなどにより外で暮らすことが難しい猫もいることから、現在使用していない空き厩舎を一時的に保護猫シェルターとして活用するため、床の改修やエアコン、脱走防止用の柵を設置し、その1代限りの命を全うできるよう安全な環境整備に努めてまいります。

また、こうした保護猫シェルターの改装費用やその運営費用に充てるため、7月7日からクラウドファンディング型ふるさと納税を開始しております。ふるさと納税を通じての寄附のほ

か、町の保護猫活動に共感いただき、役場へ直接寄附いただいた分などを含めると、9月11日現在約450万円の寄附をいただいております。

競馬場厩舎にはいまだ去勢避妊手術が未実施の猫が30匹ほど確認されており、今後も継続した保護猫活動に取り組んでいく必要があります。事業を継続していくための財源確保のため、保護猫活動イメージキャラクターなどを活用した新たな施策を検討するとともに、保護猫活動のための新たな基金を創設し、皆様からいただいた寄附金から今年度使用する厩舎改修費用などを差し引いた残金を基金に積むなど、保護猫団体の活動を支援していきたいと考えております。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。

まず、松枝小学校の南体育館についてですが、町長さんもおっしゃってくださいましたように、このままずっと使い続けるというわけにはいかないと私は思いますが、それはどうでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 答弁させていただいたように、昭和41年にできて、ほぼ私と同じ年で、私も小学校に通っていたときに使っていた体育館ですから非常に老朽化が進んでおりますし、今具体的に申し上げましたように、現状でもかなり危険な箇所があるのではないかというふうに思われます。

特に耐震基準を満たしていないということが、これから大きな地震が起きる可能性もあるので、施設の廃止に向けて関係機関、特に利用者の皆さんといろいろお話を進めながら、令和8年度までに、こういった施設の除却というか、そのためのいわゆる起債が打てますので、そのときまでにはそれなりの結論を出していかざるを得ないのではないかというふうに認識しています。

〔10番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 体育館がある限り周りの町民としては、やっぱりいつ災害が起こるか分かりませんが、近いところでの災害になれば、あそこはみんなの集まる場所に一番なる可能性が強いように思うんですが、その点からも一日も早く、事件が起きてからでは遅いと思いますので、結構な雨漏りの箇所もあると聞いていますが、壊す決断をしなければならないというふうに私は強く思いますけど、と同時に、またその後、あの体育館に代わるぐらいの松枝地域の皆さんの避難所として考えると早く次が必要にもなるとは思いますけれど、決断をどこの辺で下されましょか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 既に廃止というのは庁内の中でコンセンサス出ていますし、多分議員の皆さん方もこれはやむを得ないと思われていると思いますので、廃止イコール速やかに解体というのがやっぱ安全性の確保だと思います。

ただ、具体的にいつの時期かというのは、まだこれから検討しなきゃいけないです。実際、今使っていらっしゃる団体の方いらっしゃいますので、その方々の代替施設をどうするかということがありますので、そういったことも含めまして、できるだけ早めに具体的なスケジュールを考えて実行していきたいとは思っています。

〔10番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 使ってくださっている皆さんにも相談をしていただくと同時に地域の皆さんの声もあると思いますので、よくお話し合いなどもされながら一日も早い決断をしていただきたいとは思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に行っていていいですか。

○議長（尾関俊治君） はい。

○10番（長野恒美君） じゃあ、次の競馬場の周辺の猫の問題は、随分これまでに町の皆さんや競馬場の関係の方が努力してくださっているということを、この質問をする機会に勉強させていただきまして、いろいろ御苦労さまですが、それでも今126匹ぐらいいるということですが、猫も本当に周りに飼っているのはとってもかわいいし大事な生き物になっているんですが、それでも、ここでもやっぱり皆さんの保護の中でこんなふうになっているので、保護をされながらも何とか対策を取っていくということが大事になるんですが、今、猫の保護団体は何人いらっしゃるか、1団体ということなんでしょうか。その点お尋ねします。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 保護猫団体の方は、今は1団体で主に御夫婦でやっていますが、ボランティアでお手伝いされている方もいらっしゃいますので、五、六人で活動されているというふうには聞いております。

〔10番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） これから増えていっても困るわけですけど、結構広い環境の中に今は猫はいると同時に保護されている建物も用意されていて、その中でここまでになっているんですが、今後猫はどんな方向で、だんだん少なくしていけるのかどうなのか、その点どんなふうに考えていらっしゃるのか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 基本的にこのシェルターは競馬場の厩舎が移転するまでの暫定的なものでありまして、今の計画でいくと令和7年度末までには厩舎移転、その後二、三年経過というか、その土地の活用の方法は今の段階ではあるので、遅くとも令和8年、令和9年ぐらい、二、三年ぐらいの限定的な施設であります。

場所に限らず保護猫活動、こういう地域猫の活動というのは避妊去勢手術をすることによって新たに子供を産まないようにすることによって、自然減ですね。実はこの外で暮らしている猫というのは平均寿命が3から5年ぐらいと非常に短いそうです。家猫の場合は今10年ぐらい生きる猫はたくさんいますが、つまりそれだけ過酷な環境の中でやはり暮らしているということで、避妊去勢して新たな子が増えなければ、7年度あるいは8年度ぐらいには全て猫が自然にいとなくなると。

その一方で、課題の一つとしましては、いわゆる捨て猫が、いまだに捨ててしまう方がやはり残念ながらいらっしゃるということで、飼い主のモラルということもしっかりと、ペットとして飼った以上は最後まで面倒を見ていただくという、これは当たり前の飼い主のマナーなんです、それらを啓発しつつ捨て猫がないように監視も、競馬場の関係者やあるいは保護猫活動の皆さんと一緒に続けていく必要があるのではないかと認識はしています。

〔10番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 保護猫の活動をしている団体というのは、今のところ1団体だけですね。

同時にこんな状況であるというのは町民の皆さんに知らせてくださり、今後こんなふうな予定であるというのは分かったほうがいいのではないかとも思ったりするんですが、むしろそんなことをしないほうがいいのか、その辺よく分かりませんが、町長の判断はどうですかね。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 基本的に今回の事業は競馬場の周辺の猫という地域を限定としてしまして、一応その広報としては新聞にも掲載させていただいたりフリーペーパーにも掲載させていただきましたし、また町のツイッターとかインスタグラムでもそういったクラウドファンディングの紹介をさせていただいて、実際のところこれだけたくさんの方々が、先般も100万円という我々としては思っていた以上の御寄附を匿名の方からいただくなど、それなりに御理解と御協力の輪は広がっていると認識はしております。

ただ今後、そういったほかの地域につきましては、競馬場の場合は今申し上げましたように施設的に厩舎が移転してしまうという大きな問題と、あとこの答弁書には書いていないんですが、一部の猫がレース場のコース内に入ってしまうおそれがあると。これ、レースの公平上、非常にやっぱり危ないというか、事故につながったり、あるいはそれによって、中断すること

によって不適切な事案につながるおそれがあるので、そこら辺は競馬場を運営しています地方競馬組合のほうも大きな課題というふうに認識して共にやっている。ちょっと事情が特別だということを認識していただきたいと思います。

今後のほかの地域の猫も含めた保護猫活動につきましては、今回の事業の様子を見ながらいろいろ考えていきたいと思いますが、基本的には最初に申し上げたように、飼い主の方が最後までしっかりと面倒を見て、野放図に数を増やさないような努力をしていただくのが一番適切ではないかと考えています。

〔10番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） どうぞ、そのようにお願いをいたします。

同時に成果が出ました折には、やはり皆さんに広報のような形でお知らせいただけるようなことも大事だと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（尾関俊治君） これをもって一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長（尾関俊治君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後2時53分

